

漢六朝史の理解をめぐる

越智, 重明
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24514>

出版情報：九州大学東洋史論集. 5, pp.1-57, 1977-03-03. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



漢六朝史の理解をめぐって

越智重明

はしがき

漢時代から魏晋南北朝時代Ⅱ六朝時代（以下六朝という）へと時代が移って行く際、大まかに見て後者を前者の継承とするか、それとも後者において新らしい時代の出現・展開が大きい地歩を占めているとするかについては、現在継承、新らしいものの出現・展開の二つの相反する見解があるといえよう。筆者は前漢時代の時代相は後漢時代に入ってから六朝の時代相に向って変化の萌しを見せるが、前漢時代と六朝とではかなり大きい質的变化があったと考える。

本稿はそうしたことをめぐる私見の一端をいくつかの歴史事象をとりあげることを通じて述べようとするものであるが、それは自ら筆者が不十分なながらも中国の歴史のなかで漢六朝という時代をどう位置づけしようとしているかということにもかすかにふれることになる。ただし、歴史事象は必ずしも王朝の交代、出現といったことによって、あるいはそれに相応じて、截然とした変化を見せるものではなく、そうした意味で一つの王朝の名称、あるいはいくつかの王朝を総括した名称を冠した時代によって事を論ずるのは必ずしも適切でない。しかし大勢をとりあげる本稿では便宜上、通常王朝名を冠した時代を対象とする。また、論述はある程度図式化した形で行う。なお、かつて発表した私見と本稿で述べるものとが違っているところがあるが、それは旧説を本稿のように改めたものである。また、概要を述べるという本稿の性格と紙数の都合とから、各個所について筆者の既発表の論文名をあげることは省略する。諸氏の関係論文も最小限をあげるにとどめる。（以下、本稿では階層としての貴族、豪族などをとりあげる際も、とくに必要がない限り貴族、豪族などとして示し、貴族層、豪族層といったような表現をしない。）

一 近親集団、家の問題

本稿は一応春秋時代から六朝までに時代を限り、春秋時代の男系近親集団（その配偶者を含む）としての兄弟集団と戦国時代以降の（当時の言葉としての）家とをとりあげる。なお、戦国時代以降（当時の言葉で）家といわれるものには単なる人的関係だけを指すものもあるが、本稿ではそれにあわせて経済的関係を頭においた用法をとりあげるものとする。

春秋時代社会体制の中核をなしていたのは兄弟集団であったと考えられる。ここでいう兄弟集団制とは兄弟を基本とする近親集団制のことであるが、その兄弟はそれぞれ夫婦（その子を含む）で独立の棟—家屋に住み日常生活を営んでいるものの、窮極的には兄弟集団として共財（以下、共財というのは単に財産を共にするだけでなく、窮極的には生活を共にする意味である。）であり、かつ各兄弟集団の構成員は限られた区域内に住んでいた（後世それを大門内に住むという）。その兄弟集団は兄弟全員が死亡した際、各兄弟を父とする子の兄弟の集団に分裂する。そうしたものであるだけに兄弟集団の構成は（兄弟が父となり、その）父が基本となつて子を含む形をとり、その子（つまり孫）は現にその父と生活を共にしていても、兄弟集団の基本的構成員たる「資格」をもっていない。そのものはその父の兄弟が（父の地位にあるものとして）兄弟集団を構成したとき始めて兄弟集団の基本的構成員たる「資格」をえる。

ところで、春秋中、末期右の兄弟集団制は崩れかけており、戦国時代には新しい近親集団が出現した。これは兄弟集団の崩壊のなかに現われたものであるが、その近親集団は二つの特色をもっている。その一は基本的には老、壯を問わず夫婦が共財の単位をなすということであり、その二はそうしたものの間に経済的奉養あるいは経済的相互扶助関係がある（少なくともそうであるのが理想的である）ということである。（この経済的相互扶助は将来貸借関係とならない。）まずその二をとりあげ、改めてその一に及ぶことにする。さて、兄弟集団が崩壊する際、図式的にいうと、兄弟の年齢によって、兄弟それぞれを夫とする壮年の夫婦の集団もしくは兄弟それぞれを（老）父とする父子の集団が生ずる。前者にあつては、各兄弟夫婦が共財の単位となると同時に、それらの間に通常何らかの経済的相互扶助関係があるべきが史料的に推定される。後者にあつては父子集団が共財のこともあつたであろうが、一般的には壮年の子の夫婦が共財の単位をなし、老父をそうした壮年の子が等しく扶養する、少なくともそうであるのが理想的であるとされていた。（後述のように、老父の夫婦も亦基本的には共財の単位を

なすが、今しばらくその点を捨象する。)その際老父は子の一人(長子?)と同居を共にする。孟子の示している井田農民はこのような父子集団である。(以下、こうした父子集団を父子「集団」という。)(さきの兄弟集団が家を構成するといわれることはなかったが、)右の前者の各兄弟の壮年の夫婦や後者の父子「集団」を構成する壮年の夫婦は家を構成するといわれた。前者の壮年の夫婦はやがてその子とともに後者の形をとることになるが、それに関連して、すでに兄弟が老い、そのものの子たちが壮年となって彼らがそれぞれ夫婦単位の経済生活を営んでいる際、かつて壮年のときその兄弟間に経済的相互扶助があったことの一つの延長として、現実には経済活動の主体をなす彼ら(従父兄弟間)にも何らかの経済的相互扶助関係がある、ということが予測される。右に見た家のありかたは漢時代に及ぶが、漢時代同族であっても、従父兄弟までの間には、再従兄弟以下と大きく違った強い結びつきがある、という理解がある。これは人情の自然に基くものであるが、その出現について右のようなことをあわせ考えることも十分可能であろう。ところで、後漢末ごろから百口という言葉がよく出てくる。この百口には単に人数が多いことを示す用法、私賤を含んで家の人数の多いことを示す用法などもあるが、これはもともと従父兄弟までがやや観念的とはいえ(祖父や父の生前はもちろんのことその死亡後であっても)社会上一つの集団をなすと認められていたことをふまえて生じた用法であろう。この出現が右で図式化して示したものと直接関係するかどうかはわからない。しかしそれにしてもやはりその範囲が右と同一であるのは注目される。①

ちなみに、ほぼ前漢時代までに成立した礼法には、兄弟集団制をふまえたものと、その崩壊後父子共財の三族制が出現したと想定しそれをふまえたものがある。(孟子の説くところは兄弟集団制崩壊後の父子の集団であるが、それはこれと違っていることになる。)ところで、後者の系統に属するものに、従父兄弟までが共財関係にあるものがある。これは事実とズレのあるものであるが、それにしても礼制上従父兄弟までとそれより遠いものを経済面で区別しているのはやはり注目すべきである。

ここでその一をとりあげる。漢初老、壮の夫婦がつくる完全に共財の家がかなり多数存在していたことが指摘されているが、漢初以来の国家権力は一方でそうした家々について、タテの父子「集団」をふまえた家をつくるべきをうち出している。他方、兄弟集団制における兄弟集団と人的構成を同じくする戸籍制度上の戸(以下、一般的用法として戸籍制度上の戸を戸Ⅱ家という。)をつくり、それを往々課税の対象としている。これは父子「集団」の場合と違って近親の人々をヨコの兄弟の関係でと

らえるものである。この際国家が兄弟間の経済的相互扶助（壮年の兄弟間のそれ、乃至老兄弟のもとにある壮年のその子たち兄弟のそれ、ひいてはあとの方における従父兄弟間のそれ）を期待する意図をもっていたことを想定すべきであろう。また、後漢時代に撰された白虎通は宗法の形をとって大宗以下について兄弟、従兄弟以下の兄弟すべてが経済的相互扶助の關係にあるとしてしている。白虎通のもつ性格からこれは漢の国家が後者の立場にたつて同族すべてが経済的相互扶助の關係にあることを期待しているのを意味しよう。（白虎通はまた、姻戚關係にあるものについても彼らが経済的相互扶助の關係にあるべきことをうち出している。）タテの關係を主とするものとヨコの關係を主とするものとは本来別性格のものであり、永い時間をかけて前者が後者を「否定」して行くが、いま漢時代両者が並存できた点を改めて考えてみよう。この問題を解く鍵の一つは白虎通が夫婦間であつて、妻が（夫の所有として現わされる）家の財産とは別個の個人の財産をもつとしていた点である。思うに、夫婦中心の家の場合その家の財産はその家にある未成年の子との「共有」ではなく、またそのすべての子に相続されるべき性質のものでもない。基本的には夫婦一代限りのものである。それだけに妻の持參財産などが（父子共財の家における、父たるもの妻の母の場合のように）夫（父）を家長とする家の財産と合流し子に相続されるべき必然性はない。（父子共財の家における妻の財産の合流については、滋賀秀三氏、『中国家族法の原理』参照。）こうしたところに一般的にいて、妻が家の財産とは別の個人財産をもちえる基盤があつたのである。こうしたものであるだけに、父子「集団」にあつて老父がその一子と同居を共にし、すべての子の（精神的）経済的奉養をうけていても、その父、子は十分には共財ではないのであり、本質的理論的には別の共財の単位なのである。タテの父子關係について見た老、壮の夫婦中心という点は、自らヨコの兄弟間においても成立しえる。このように見てくると、さきに問題とした両者の並存は自ら可能とならう。

戦国時代、右に見たように基本的に夫婦共財の家が出現した際、専制君主たることを志向する諸侯が人々を官僚もしくは戦士として個人的に把握しようとしたことが大きく作用したのは間違ひなからう。ところで諸侯は、一般的にいうと、それと同じ時に父子「集団」の形成をも図つたと考えられる。これは旧に比して農業生産力が高まつたとはいへ、いまだ夫婦中心の家の経済的自立性が十分に確立できなかったことと関連する。（漢初以来国家権力が父子「集団」と兄弟間の経済的相互扶助とをうち出したのはすでに述べた通りである。）なお、漢初、夫婦の完全な共財の家、父子の完全な共財の家が交互に出てくる形のもの（前者が将来後者たることを予定されているという意味で、以下両者を総括して父子の家という。）は決して普遍的ではな

かった。

さて、農業生産力が低くて民衆が貧しく、夫婦中心の家がさまざまな経済的相互扶助関係のなかにあるということは、別面からいうと人々が均質的存在であるということになる。漢の国家権力の民衆支配は巧妙であり、それだけに複雑であるが、人々の均質性を利用した面として民衆への徭役賦課と人頭税賦課とがある。漢時代の民衆の徭役は、狭義の兵役である成辺の役、広義の兵役である正の役、地方の「雑多」な役である更卒の役からなっている。それらは（武帝のころ）原則として三十日ずつで各成年男子に等しく賦課されるべきものであった。もつともすべての成年男子が毎年すべての実役を賦課されるのではなくて、三十日につき三百銭の「代役銭」を支払って実役に就かないことも多かった。（漢時代、一箇月の公定賃銀は三百銭であったとされているが、個人的に人をやとった際、一箇月一千銭という史料がある。）また、漢時代銭納原則の人頭税として、十五歳から五十六歳までの男女対象の算賦（一算百二十銭。奴婢と賈人とはその倍。）がある。また副次的なものとして七歳から十四歳までの男女対象の口銭（武帝のとき以後二十三銭）がある。とこでのちにふれるように漢時代田租は極めて低かった。それだけにこれらとくに徭役は国家の民衆にかける負担としては最も重いものである。それが右のような均質性をもつのは注目すべきことであろう。

ところで漢の国家権力は右のように民衆を直接支配する形をとる以外に集落秩序を通じて民衆を支配する形をとることもあつた。いまその点を考えてみよう。漢時代讓財の一特色として、同族やそれを包みこむ郷党への賑給において余財がないまで家財を出し尽す場合が多いことがある。そこでは余分の財は賑給すべきであるという理解、そうした余分の財をもつのは衆人の怨をかうことになるという理解も生じている。その際経済力をもつて同族、郷党を支配するという考えかたは出てこない。こうしたことは同族や郷党の間の人々の経済的相互扶助、それとうらおもての関係にある人々の均質性とのかわりあいにおいて生じた時代性をもつものとされよう。また、右のようなどころでは（本来僅かしか存在しなかったと思われる父子の家の場合を除いて）家父長権力は存在しない。以上見てきたところは、当時の社会が農業を軸とし、それだけに経験年数を重んじ年長者（個人）を尊ぶ風潮があつたことなどと結びついて、郷党なり集落なりに独特の年齢秩序をうみだすことになつた。いまその点を考えてみよう。戦国時代から漢時代に及ぶ間の集落には同族集落といくつかの族からなるものとあつたと考えられる。前者の場合、同族（全体）のもつ血縁集团的機能と集落のもつ共同体的機能（後にふれる）とは別個のものであるが、し

かしその兩者何れにも機能するものとして、男子の年齢秩序が生じていた。もちろんこれとても純粹な形で存在するわけではなく、現実にはそこで個人の能力、財力などが物をいうことも多かつたであろう。しかし何れにしても年齢秩序がとくに集落秩序の基本をなすものとして現われたこと自体注目しに価するであろう。(集落については第三節でふれる。)

ちなみに、氏族制の組織、庇護を失った人々は、あえて分類すると二つの生きかたをとつたとされよう。その一つは全くの個人間における、恩恵と報恩とを基本とする結びつきによる生きかたである。これは官界にあつても見ることが出来る。(増淵龍夫氏、『中国古代の社会と国家』) 兩者の結びつきはときとしてその子孫に及ぶこともあるが、それはあくまで個人間の結びつきの延長である。他の一つは集落における年齢を基本とする結びつきによる生きかたである。兩者ともに個人が単位となるが、前者は集落と切れたものであり、後者は逆に集落を基盤とするものである。それだけに前者は集落の性格がのち変化してもそれと關係なく長く存在するが、後者は集落のありかたに変化が起るとその影を薄くする。

さて、戦国時代集落の年齢秩序の維持は兄弟間の悌の徳の維持として理解されていたが、漢の文帝のとき、郷の年齢秩序の頂点にあるべきものと措定した三老を郷の父に擬し、同時にその郷三老が孝を以て民を導くという形をうち出した。この郷三老をめぐる孝は結局觀念化され(父に事えるのに資って君に仕えるという形で)天子の忠に結びつけられて行くのである。(かつて公卿大夫士庶の区別があつたが、その士士人は戦士であつた。戦国時代以降農業を事とする庶民も亦戦士となつたが、漢時代こうしたことをふまえて彼らが士人とされることがあつた。右の孝は公卿大夫士庶の区別における士人の孝であるが、その孝が大きくとりあげられた際、右のような士人の新しい理解をあわせ考えるべきであろう。) こうした郷三老をめぐる孝のありかたは里父老にあつても同質であるとされよう。(ただし、右は人々とくに男子を全く個別的均質的存在としたところに成立する。しかし現実には人々はなまの父子關係のわくのなかにいる。そこには矛盾があるがその点はのちにふれる。) 以上見てきた漢の国家権力の民衆支配は、要するに孝を重視するけれども父子の家の封鎖性はこれを否定しようとする立場にあるものである。それだけに、それは父子「集団」の存在を前提として始めて維持されるべきものである。②

論を進め漢時代のいわゆる民爵をとりあげよう。それは十五歳以上の男子に与えられるものである。(いわゆる民爵については、西嶋定生氏、『中国古代帝国の形成と構造』参照。) それは理念的には漢の天子が全民衆(男子)を個別的に把握する意図を示したものとして理解されよう。しかし現実の民衆の生きかたも、国家の民衆把握のしかたも、ともに個人だけで完結

するものではない。それだけにその授爵にも近親集団が配慮されている。さて、恵帝、高后のとき戸Ⅱ家対象に授爵が行われた。この戸Ⅱ家はあるいは恵帝のとき成立したかと思われるが、こうした戸Ⅱ家対象に授爵が行われたというのは、現実には長兄対象に授爵が行われたのを意味する。これは結局当時の国家権力がその構成範囲の人々の経済的相互扶助を期待していたことと間接的とはいえ強く関連しているとされよう。つぎに文帝のとき、(一定年齢以上の)男子を対象に賜爵を行い、同時に集落(里)単位に女子を対象に牛と酒を与えている。さらに父の後たるべき長子にとくに賜爵することも行われている。この三者は漢一代を通じて存在するもの(否定されることのなかったもの)とされよう。ここでは一応さきの戸対象賜爵の原則が影をひそめているが、右の第一と第三との点についてはつぎのように見るべきであろう。文帝のときさきに述べたように、集落において年齢秩序の存在をふまえて「孝Ⅱ忠」がうち出された。その年齢秩序がそれ自体として完全な形で機能するためには男子が戸Ⅱ家なり父子関係なりのわくから出て個々として機能することが必要とされる。右の第一の点はそうした立場をふまえたものである。一方、年齢秩序に結びつけられている孝、とくになまの孝は父子の結びつきの強化を必要とする。この両者は本来矛盾したものであるが、現実には両者の「妥協」が図られ、そこに父子「集団」が浮び上ってくるのである。ところで、この父子「集団」にあっても(、また父子の家にあっても、)父子関係における長子の特権的地位は存在しない。それだけに第三の点が現われ長子にとくに賜爵するにあたっては、右に見たのとは別の原理が入っているとすべきである。ところで、漢時代列侯などの爵は嫡長子孫制をとった。一般的にいうと嫡長子孫制は諸侯などのように政治的支配者の地位にある邑土をもつものの中に生じたものであるが、それにあつては父のもつ何らかの特権(義務をとまなうものを含む)、財産などが嫡長子からその嫡長子(つまり嫡孫)へと継承される。民爵において賜爵上長子が父の後たることを確立したのは、(爵邑をもつ)列侯などの爵の継承に関し嫡長子孫制があつたが、そのうちの嫡長子が爵を継承するといった点をとり出して父子関係にからませたものであろう。要するに全男子対象の賜爵と父の後たるべき長子に賜爵することとは矛盾することになるが、その矛盾はそのままで解決できないものである。ところで、後漢時代になつてから、民爵の最高位(公乘)を超えた際、子もしくは兄弟・兄弟の子に民爵移与をすることができるようになった。これは社会的に父と子との関係が一段と強められたことを、自らを父とする父子の間と、その父を父とする父子(孫)との間にもちこんだものと考えて大過なからう。これは賜爵ににおいてはいわば副次的なものであるが、それにしてもそれが全男子対象の賜爵、長子に対する特別の賜爵と矛盾するのは明らか

漢六朝史の理解をめぐって

かである。

要するに、漢時代の全男子対象、とくに長子対象、子など対象の民爵授与の三原則は相互矛盾の關係にあるが、漢時代最後までその相互矛盾は解決できなかった。これは魏建國にあたり、男子に爵一級、父の後たるべき長子（孝悌、力田）に爵二級を賜うということがあるものの、のち民爵が事実上形骸化されるという、いわば消極的な形で解決されることになった。

さて、いままで父子「集団」の存在面（及びヨコの兄弟間の結びつき）をとりあげ、父子の家についての考察を殆んど行わなかった。しかし、漢時代華北においてゆるやかながらも父子の家が（新たに）普遍化すべき萌芽が生じ、しかもそれが次第に大きくなりつつあったのである。いまその点をとりあげよう。父子の家の普遍化は牛耕をともなう乾地農法の展開と関連すると考えられる。牛耕はすでに戦国時代に始まっていたが、具体的に何匹の牛と何人の壮年男子とが一組となって農耕を行つたかは明かでない。漢の武帝の末年代田法が行われたが、そこでは二匹の牛と壮年男子五人とが一組となっていた。のち（北魏時代に撰された）齊民要術本文の農法がほぼそれに該当するような乾地農法が華北（、西北地方）で展開するが、その際二（四匹程度の牛と壮年の男子三人（うち一人はあるいは女子）程度が一組となるのが一応普通のようであった。（乾地農法については天野元之助氏、『中国農業史研究』・渡辺信一郎氏、「漢六朝期における大土地所有と經營」東洋史研究三三の一・二等参照。）これに応じて有牛、有田の近親集団は自ら父子の家を構成するようになる。またそこでは有田無牛（乃至牛の少ないもの）の近親集団にあつては、多数の牛をもつ家の牛力を借りて播種過程に使うことと、彼らの人力を（播種よりあとの）管理過程に提供することとの労働力交換も行われ、そうした人々の間にも父子の家が普及する契機が生じている。（豪強の傭作人、（牛をもたない）小作人などにあつては父子の家が普及すべき必然性は少なかったと思われる。）③・④

六朝にあつては華北の場合父子の家が次第に普遍化して行つた。すでに魏の曹氏は父子の異財を禁止し制度として父子の家を設けている。（ただし、以後もそうしたことの制度化が続いたかどうかは不明である。）隋時代、ついに旧来の戸籍制度は廃止され、唐時代には父子の家が戸籍制度上の戸Ⅱ家とされた。天下を統一した國家の定めたものであるだけに、その制度は江南にも施行された。

さて、父子の家にあつては父子中心主義ともいふべきものが現われる。その代表的なものに家産のありかたがある。父子の家において家産の権利主体として現われるのは父一人であるが、父死亡後家産は子たちに均等に帰属する。（そうした意味で、

子たちの継承期待権は家産の全体に及ぶ。) 父生前、子の子(つまり孫)が生まれてもそれは右の家父の権能を制約する要素とはならない。ただし、父子の家にあつては夫婦一体の原則が存在する。そこでは夫(子からいえば父)の生存中、妻は夫の人格に吸収された形をとっている。しかし、夫死亡後妻は夫の人格を代表し、夫の財産権をそのまま保持することが可能である(前掲、『中国家族法の原理』)。なお、南朝にあつては家格が固定化するが、その際各貴族の家格はその子たちが均質的に継承している。(その継承は具体的には起家上の特権をすべて均質的にもつこととして示される。)(この点は第四節でもふれる。)ところで、右の父子中心主義と対峙するものとして嫡長子孫制があるが、これが特徴的に現われるのは一般的にいえば爵邑をもつ有爵者の場合である。さて、晋時代の史料に、無爵のものの場合、嫡長子が死亡すると次子が家を撰し祭を掌るといったことが一般的であつたのを物語るものがある。これは父のもつ「特権」の継承において父子関係が優先し、嫡長子孫制がとられていないことを示している。つまりそこには父子中心主義の存在が窺われるのである。ところで、同じ史料のなかに、旧来(邑土のある)王侯、(王侯以外の)爵邑のあるものについては嫡長子孫制がとられてきたとしている。しかし、晋時代の(爵邑をもつ)五等爵制にあつても、嫡長子孫制がとられている反面、右の父子中心主義もまた入りこんでいるのである。すなわち、晋時代父の五等爵を継承した嫡長子が新たにそれよりも上位の五等爵を授けられると、先爵を次子に継がせるのが制度的に可能とされていたと思われる。これは、嫡長子孫制に基いて父の爵が嫡長子に継承された。それはその嫡長子の嫡長子(つまり嫡孫)に継承されるべき性格のものである。けれども父(右の嫡長子)が新たに上級の爵を授けられた際、その爵はその嫡長子を推定相続人とし、旧来の爵は父と子との関係においてのみ処置され、(嫡長子が継承が不可能なだけに)次子に継承されるということが生じた、としてみるべきである。一見、そこには混乱があるようであるが、われわれはかえつてその間に根強い父子中心主義の存在を窺うべきである。(六朝の他の王朝の五等爵制についても父子中心主義の存在を窺えるものがある。)なお、後漢時代以降累世同居が世の称賛をえるようになった。それは父子の共居共財制がその父たるものが死亡してからも引続き子孫の間に残っているものである。さきに見た、後漢時代における民爵の最高位の子などへの移与はほぼその累世同居の原則と合致する。

なお、嫡孫が祖父のため重喪(斬衰三年の喪。これは子が父のために服するものと同一。)に服すべきか否かということはいは儀礼喪服篇に見えておらず、それだけに後代その可否をめぐつて議論がわかれた。晋時代にあつてもいろいろ議論がかわされ

漢六朝史の理解をめぐる

たが結局結論は出なかつた。儀礼喪服篇は兄弟集団制時代のありかたをふまえた礼と、兄弟集団制時代のあとに三族制時代が出現したと想定し（そこでは父子共財制・嫡長子孫制がとられたとされている）、そのありかたをふまえた礼とを含む。（両者の礼制は互に矛盾するところがある。）右に関連する部分を整えられたのが前者に属する時期を頭においたものであつたとすれば、嫡孫が祖父のため斬衰三年の喪に服する記述がないのは当然のこととなる。一方後者に属する時期を頭においたものであつたとすれば、礼制上の三族制にあつてさえも右の父子中心主義をおし切ることができなかつた、という推定も可能となる。右の嫡孫の重喪が制度として肯定されたのは唐の大唐開元礼においてである。しかし、それはいわば喪服制上の「変化」に止まつたようである。

ところで、家父長権力は、戦国諸侯などの場合は嫡長子孫制と結びついている。蓋しこれが家父長権力の最も理想的なありかたであつて、父子中心主義の家にあつては、前述のような家産の性格から見てもそれが十分に進展できるとは想定しがたい。こうしたものであるだけに、父子中心主義が生きて機能している以上、同族全体としていわれる豪族勢力を誇るといったことがあるにしても、各豪強の家父長制的勢力が特定の家系（具体的には長子の家系）を中心として次第に蓄積されて行くといったことはなかつた歴史的背景である。六朝において漢民族がいわゆる豪族連合政権を形成しそれを国家権力にまでたかめるといったことになかつた歴史的背景の一つはそこに求められるであろう。（豪族とは、単に本人が財力をもち往々大土地所有者であるだけでなく、同族が数多く、それらが相よつて地方の社会・官界に勢力をもち、また同族全体の土地所有量が大きいものをいう。そうした豪族は通常豪強を含む。なお、豪族勢力という場合、右のような同族の勢力自体を指すことも多い。）また、さきに見たように南朝において貴族の家格をその子たちが均質的に継承するという点は、貴族勢力に分散的傾向を生じさせることにもなり、ひいては天子の支配権力に対する貴族の弱みの一つともなっている。（こうしたことについては第四節でもう一度ふれる。）⑤

さて、兄弟集団制にあつては婦人三従の義があつた。これは女子が未婚のときは父に従い、嫁しては夫に従い、夫が死亡すると子に従うとするものである。一方、父子の家にあつてはさきにふれたように夫婦一体の原則が存在する。そこでは婦人三従の義は存在しない。ところで、漢時代に創められた戸籍制にあつては、兄弟集団制が形骸的とはいへ残っている。それだけにそこでは婦人三従の義も亦（ときとして）法的に機能している。ところで漢と同一戸籍制度をとる南朝前期にそれを否定し

て夫婦一体の原則をとるべき意見が提出されている。その結果は不明であり、また南朝において当時父子の家が普遍化しようとしていたわけでもないが、それにしても巨視的にとりあげた際、家の歴史の流れにおいて、そこに父子の家出現の萌しが見られるとされよう。

なお、牛耕の普及は畝あたりの生産量の増加と耕作面積の拡大とをもたらすが、そうしたことをふまえて集落において多数の牛をもち一段と富強となった豪強の有田無牛の家への支配者の地位が生じ、それに集落民の生活に不可欠な藪沢などの占奪（第三節参照。）もからみ、単数あるいは複数の豪強による集落支配が生ずる。そこには豪強の支配を中心とする新しい集落秩序が形成されてくる。ただし、漢の国家権力は豪強に貧窮の民衆が依存してその生活を営むにあたり、国家権力の支配がたち切られることを認めていない。それは見方によっては時代の流れをおし止めようとするものといえようが、そうしたところには漢の国家の右の意図を忠実に実行しようとする一部官僚と豪強との葛藤も生ずる。（国家権力が新しい動向に幾分なりとも応じた政治体制をとるのは六朝の魏に入ってからである。）なお、江南水稻地帯にあってはどちらかという父子兄弟間に経済的相互扶助関係のないのが一般的であった。そこでは父子の家が普遍化するといったことのないままに隋時代に至った。こうした状態であるだけに、江南にあっては貧窮の農民の没落は一段と激しくなった。

ちなみに、後漢末の動乱期にあっては、軽財好施が人心収攬の手段となつてゐる。それだけに豪強や豪族がその（個人的）支配力を郷村に及ぼすため軽財好施をうち出すことが多かった。しかしそれが名ばかりであつて実のないことも多かった。また、六朝に入ってからのことであるが（同族に対するものを含む）賑給が過分にならないことを誡める家訓も生ずる。

二 客の問題

漢六朝における客にはいろいろな性格のものがあるが、そのなかに六朝に生じた、主家の戸籍に注される客（以下、「客」という）がある。旧來この「客」についての議論は一応それが自らの戸籍をもたない点などを重視して賤とすべきか、それとも農奴（的なもの）とすべきかという事に絞られていたといえよう。筆者は「客」を主家の農業生産に従っているものは農奴、それ以外のはその身分、主家との経済的關係がそれと等質的なもの、と考える。また、「客」については右以外にも「客」出現の歴史的背景、北魏で「客」が制度的に否定された点などが問題となる。本節はそれらを社会の進展、（それと往

漢六朝史の理解をめぐって

往ある程度まで相応する) 国家権力のありかたとの関連を頭においてとりあげ、その間に漢時代にくらべ六朝では社会が一段と進展したことを考える。(本稿でいう「客」には女性を含むものとする。)

論を進めるに先立ち若干のことを確かめておく。まず法制上の奴、婢(以下、それをそれぞれ「奴」、「婢」として、また両者を総括するときは「奴婢」として表現する。)の発生についてであるが、周礼秋官司厲の鄭玄注に、「今之奴婢、古之罪人也。」とある。また、魏志毛玠伝に、「漢律、罪人妻子没為奴婢、黥面。」とある。これらは漢時代「奴婢」が罪人の没官されたものであったのを示している。こうした点はのちになっても変りはない。また、逸周書作雒の孔晁注に「俘因為奴。」とあるが、捕虜で「奴婢」とされたのもあったと考えられる。こうした「奴婢」の子孫も当然「奴婢」となる。私賤民としての「奴婢」は私家が右のような「奴婢」を下賜・購求などによってえたもの(及びその子孫)である。(唐時代以前の)「奴婢」には半人半物的性格があるが、その人的部分を考える際、とくに前者のような発生を無視できぬであろう。なお、もと説文には「奴」について、「男有罪為奴、曰僮。」とあって、それが僮ともいわれたのを示している(玉井是博氏、「唐の賤民制度とその由来」『支那社会経済史研究』所収)。

右のような発生をした以上、「奴婢」が必ずしも農業生産の主たる担い手でなかったのが察せられるが、それと関連するものとして、漢時代「奴婢」がもともと中国には存在しなかったという理解も亦存している。風俗通義佚文に、「古制本無奴婢。奴婢皆是犯事者或原之。(下略)」とある。ここでは「奴婢」の発生源としての捕虜のことが見えないが、何れにしても右は「奴婢」がもともと中国にいなかったという理解を示しているものとして注目に価する。

このように見てくると、氏族制時代以来農業生産は一体誰が担っていたのかということが改めて問題となる。氏族制時代(とくに周時代)のものについては第三節でふれる。いま戦国時代以降のものについて考えるに、自己の労働力にあまる土地をもっている場合、それが小規模なときには傭作が一般的であり、大規模になると小作に出すことが多かったが、漢時代次第に後者が盛んとなったようである(宮崎市定氏、「東洋的古代(上)」『東洋学報四八の二』)。ところで、漢時代華北において乾地農法が次第に普及し、土地からえる収益が大きくなると私「奴婢」をそれにまわす場合も生じたと思われる。蓋し、漢時代私「奴婢」が農耕に従事した際は、農閑期における農耕の準備作業や、農作業を円滑に進めるための基礎的労働がその主な役割であったのであろう(藤家礼之助氏、「漢代豪族の大土地経営について」『現代中国と歴史像』)。六朝に入り北魏で均田制

を施行したとき私「奴婢」に給田のあったは当時乾地農法において私「奴婢」がかなり大きい役割を演じていたのを察せしめるに足る。(この際、恐らく私「奴婢」は農耕の全過程に従事していたであろう。)また、農耕に「奴婢」を使用することは江南にもひろがってきている。宋書沈慶之伝に、「治国、譬如治家。耕当问奴。織当访婢。」とある。この奴婢はあるいは主家にあつてその耕織に従事している私従を全体的に指しているのかも知れないが、そこに「奴婢」が大きく含まれていることに間違ひはなからう。このように見てくると、私「奴婢」の農耕従事の盛行は六朝における社会進展の一環として理解すべきこととなる。なお、漢時代いわば自明のこととして「奴婢」が主家の農業生産に従事したことが説かれている。しかしそうした事実を示す史料は甚だ稀である。当時官「奴婢」は通常農耕に従事せず、そうした意味では消費者であつたようである。私「奴婢」の場合も農耕よりむしろ他の労働(鉸山労働など)に従事したことを示す記事が多い(宮崎氏、前掲論文)。

ちなみに、奴、僕、客などの言葉は必ずしも「奴」を指してはいない。私家に入つて経済的従属者として働いている・さまざまな労働形態をもつものを指すことも多い(草野靖氏、「唐律にみえる私賤民奴婢・部曲に就いての一考察」『重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢』所収)。こうしたものであるだけに、戦国秦漢六朝のことを述べた史料に奴婢、僕、客などが出てきても、それを直ちに「奴」(、「奴婢」)として見るのは危険である。なお、魏志毛玠伝に、「今真奴婢、祖先有罪。雖歷百世、猶有黥面供官。」とあるのは官「奴婢」についていっているものであるが、本来の意味の「奴婢」はここでは真奴婢として表現されている。

さて、漢時代自売あるいは略奪によつて私家の無籍の奴婢(当時の表現)となつた庶民について、国家がその奴婢たることを免じて再び庶民として把握することが行われている。この庶民は国家の支配体系における公卿大夫士庶の別としての庶民である。(漢時代の士庶という概念、実体はいくつもある。さきに第一節であげた士、庶とこの士、庶とは、同じく公卿大夫士庶の区別にそつて考えるべきものではあるが、実体は違つている。)ところで、漢時代、大夫、士、庶の本質的身分はすべて庶であつて、大夫、士となつていてもそれは世襲的なもの、生得のものではない、という理解が一面である。これは人々をできる限り均質的に把握しようとするものと関連する。右の庶民という表現は恐らくそうした雰囲気の中にあるものであろう。(少なくとも、つきに見る良民という表現と対比して考えた際そうしなことがいえるであろう。)なお、漢時代かつて庶民に降らなかつた礼が庶民をもその対象とするようになったが、その際右のような理解で把握がそれを出現させる一つの契

機をなしている。さて、六朝において右の庶民は良₁₁良人₁₁良民と読みかえられている。(尾形勇氏、「良賤制の形成と展開」『岩波講座世界歴史5』所収)この良民は賤に対するものとなって行くが、その良賤の身分は生得不変である。それだけに右の良民という読みかえについては、社会の変化に応じて上下の社会身分を肯定したところに出現し、やがて世襲身分的な点を一段と強め、そうした意味で賤と対比されるようになった、とされよう。ところで、「免為庶民」、「免為良人」といった類の表現はそれらが庶民、良民でなくなり、(法制上の)「賤民₁₁」「奴婢」となっていたのを免じて庶民、良民とするというのではなくて、私家の無籍の奴婢となつているため法制面経済面で本然の庶民、良₁₁良人₁₁良民たる点に欠陥があるが、国家の手でそうした私奴婢となつているのを免じて十分な形で庶民、良民たる身分とするということである。(具体的にいうと、それは独立した戸籍につけ国家の税役賦課の対象とするということである。)それだけに、見方によつては彼らも終始庶民、良民であつたともいえる。東晋時代、良民で私家の無籍の奴となつているものを免じて兵士として徵発する際、「免良人奴(良人の奴たるを免ず)」と記したり、未だ私家の無籍の奴の状態にあるものを指して「良人」といったり、兵士として徵発することを「出良人」といったりしているのはそうした観点からみるべきである。

論を進めよう。漢時代に存在しないで六朝になつて始めて出現した私従に私家の「客」がある。(こうした際の客は、身を寄せるもの、の意味である。)まずこの「客」のもつ法制上の身分について考えてみよう。北魏では太和十年前後の一連の改革(以下、北魏の「改革」という。)の際「客」の存在を否定した。しかし、(西魏の後身の)北周においてそれは部曲として「再生」した。北周書武帝紀建德六年(五七七年)十一月の条に、「詔(A)自永熙三年(五三四年)七月已来、去年(五七六年)十月已前、東土之民、被抄略在化内為奴婢者、(B)及平江陵之後、良人没為奴婢者、(C)並宜放免。所在附籍、一同民伍。(D)若旧主人猶須共居、聽留為部曲及客女。」とあるのがそれである。(永熙は北魏の最後の年号。)この部曲は旧来指摘されているように客女に対するもので、客(本稿でいう「客」)のことである。いま右の記事を手がかりとしてその部曲、客女の法制上の性格を考えてみよう。北周は建德六年二月北斉を滅ぼしたが、北周書武帝紀建德六年二月の条に、「詔曰、…自偽武平三年(五七二年)以来、河南諸州之民、偽斉被掠為奴婢者、不問官私、並宜放免。(下略)」とある。北魏の盜律に人(良民)を掠したもの、また人(良民)を掠してそれを(「奴婢」の場合のように)売り、以て(「奴婢」のように取扱う)奴婢としたものは死、とある。(内田吟風氏、「魏書刑罰志欠葉考」『北アジア史研究鮮卑柔然突厥篇』所収)賤でないものを(

犯罪と関係なく)「奴婢」となしえないのは漢時代以来明白なところであるから、死罪とするか否かは別として、右の法の趣旨は(西魏をへて)北周につがれているとして間違ひなからう。こうしたことを頭において右の建徳六年二月の条の詔を読むと、それは旧北齊の地において河南諸州の良民が掠されて「奴婢」のように取扱われているのを放免して、十分な意味においてその本来の良民の身分にかえすべきを命じているものと解される。前引の建徳六年十一月の詔における(A)、(C)の部分はそれと関連をもつものである。すなわち、(A)、(C)は右の処置の対象の年次を拡大し、かつその地域を当時の北周の全域に及ぼしたものとされよう。(右の掠、略はともにかすめる、という意味である。)このように見てくると、(A)とならぶべき(B)において良人が没して奴婢となつているとあるものは、本来良民でありながら現実には「奴婢」のように取扱われている無籍のものを指しているとされよう。要するに(B)、(C)は西魏の江陵攻略時以後、本来良民でありながら「奴婢」のように取扱われる無籍の奴婢となつていられるものを放免して十分な意味における良民とすべきを示しているとされよう。なお、西魏の軍が江陵を襲つて梁の元帝を殺したときその百官や士民を捕虜とした。その数は十余万にのぼつたが、それらは「奴婢」とされた。保定五年(五六五年)この「奴婢」のうち官「奴婢」となつていられるもので六十五歳以上のものを良民としたが、右はそうした「奴婢」とは別性格のものである。(北周書武帝紀宣政元年三月の条に、「詔、柱国故豆盧寧征江南武陵南平等郡、所有民庶為人奴婢者、悉依江陵放免。」とある。これは軍事行動にともなうど、さくさくによって本来良民でありながら右に見たような私家の奴婢となつていられるものを放免して、十分な意味における良民とすべきを示すものであるが、「依江陵」とあるのは、右の(B)、(C)、(D)?)についていっているのであろう。)

(C)、(D)はともに(A)、(B)にかかると、(C)において本来良民でありながら「奴婢」のように取扱われていた無籍のものを十分な意味における良民とした以上、(D)においてそれを賤し「奴婢」のごとく引下げたとは考えられない。結論的にいえば、(D)に見える部曲、客女は独立した戸籍をもたず主家の戸籍に注されたにしても、その良民としての性格をもち続ける、ということになる。以下、法制上の部曲、客女をあわせて「部曲」という。)なお、唐では「部曲」は主家の戸籍に注されると同時に、その男子が良民(一般編戸)の女を娶りえるが、これは「部曲」が良民的性格をもち続けていたことの一証となる。ところで、唐律疏義釈文に、「自幼無婦、投身衣飯(食)、其主以奴畜之。及其長成、因娶妻。此等之人、隨主屬貫、又別無戸籍。若此之類、名為部曲。婢姪放為良、並出妻者、名為客女。」とある。これは唐時代の「部曲」が主家の戸籍に注されていても

一面で良民の性格をもつていたのを察せしめる。また、堀敏一氏によると、唐初の僧、道宣の量処軽重儀に、「部曲なる者は本是れ賤品にして、姓を賜ひ良に従ひて、而も未だ本主を離れざるを謂う。本主身死すれば、常住に入るべし。」とある（堀敏一氏、「均田制と良賤制」『前近代アジアの法と社会』所収）。これは「奴」から「部曲」とされたものについていっているが、それが良民たるべきこと、及びそれが「部曲」として自らの姓をもつことを述べている。これは（右の釈文に見えるように）孤児を養つて「部曲」としたのではないが、何れにしても）「部曲」そのものが（一面で）良であったのを示しているとされよう。ただし、「部曲」には賤としての一面もある。これについてはのちに述べるが、要するにここで留意したいのは独立の戸籍をもたない「部曲」、「客」が一面で良民たる性格をもっているということである。

また、陳書宣帝紀に見える詔に、「其籍有巧隱并王公百司輒受民為程蔭、解還本屬。開思瞻首。在職治事之身、須遞相檢示。有失不推、当局任罪。」とある。——の部分、王公百司はその政治身分に応じ民に良民を受け入れて規定通りの蔭（程蔭）となし、その戸籍にそのものを書き入れる（逆からいうと程蔭のなかに入つたものは自らの戸籍を失うという意味で無籍となる）が、王公百司がその制度を悪用し、程蔭の数をこえ良民を多数隠并している（程蔭以上に戸籍に書き入れている）。それらとその戸籍から除いてもとの各自の戸籍にかえせ、といった内容をもつものである。この王公百司が程蔭としている民が私「奴」であるとは全く考えられない。いままで見てきたところからこれは本来良民たるもので「客」（乃至「客」と同質のもの）とされているものとすべきであろう。なお、東晋初期の給客制度において豪強のもとに入っている無籍の良民を客として認めたことがあるが、この客も亦「客」とすべきである。また、隋書食貨志に「客皆注家籍。」とあるが、これは「客」がその主家の家籍（＝戸籍）に注されているのを物語っているとすべきである。

つぎに「客」と「部曲」との経済関係を考えてみよう。唐律疏議に、「良人部曲、合有資財。」とある。これは唐律において編戸の良民と「部曲」とが財産をもちえるのを示している。主家とこうした「部曲」との経済関係は当然「奴婢」の場合と大きく異なり債務弁済によつて終了するが、その際「部曲」は一定の法的手続きをへて免ぜられることになる。また、唐時代主家は「部曲」を売ることではできなかったが他家に転事させることは可能であった。この際新しい主人は旧主に対し「部曲」が旧主に負っている衣食の直（生活費）を量り支払うべきであった。これは養子についていえば、年少のとき主家から支給された生活費と本人が成長してから主家に支払つた分との差額ということになろう。（この差額は一般的な形でいえば、

「部曲」が働ける限り、年長になるほど少なくなる。(これはいわば新主が「部曲」の負債をかたがわりしたということである。こうしたことは遡って「客」が主家の農奴(乃至農奴的存在)であったのを察せしめるであろう。さて、魏晉南朝の「客」には養子のほかに佃客(、それから出た典計)などがあるが、隋書食貨志に南朝の佃客が大家(主家のこと)と收穫を量分するとある。これは「客」が「奴婢」と違って自己の生計をもつものを物語っている。このことは豪強の「客」となった農民がその労働力で債務を弁済して行ったのを推測させるに足る。ところで、晉書王敦伝に、東晉初期、太興四年(三二一年)の奴婢徵発のときのこととして、「復依旧名、普取出客。從來久遠、經涉年載。或死亡滅絶、或自贖得免。或見放遣。或父兄時事、身所不及。有所不得、輒罪本主。」とある。これは古い「客」の帳簿によつて、かつて「客」身分であつたものを普く取つて兵士とした。依拠する帳簿が古いだけに時間が多くたつて現状とズレも生じている。帳簿にのつているそのときの「客」はあるいはずでに死亡しており、あるいは自ら贖つて客を免ぜられており、あるいは主人から放遣されており、あるいはその「客」たることが父兄のときのことであつて当人には關係ないものである。しかし、その帳簿にのつているものを兵士としようとし、できないと帳簿上の所有者を罰した、といつた内容であろう。そこで自ら贖つて免かれたとあるのは、主人と「客」との關係が本来経済的なものであるだけに、客が主人に自らの収入たるべきもの、自ら使用できる労働力等を提供してその負債をかえし、以て「客」たる身分を免かれたのを物語っているであろう。また、宋書王弘伝には宋初行われた同伍犯の議論がのつている。そこでは「客」は奴、奴客、典計、僕隸、私賤、僮、僕、奴僕、養子といつた表現もされているが、何れにしてもそれは民の資財の乏しいものとされている。なお、そこでは「客」(全体)を養子、典計の二つで代表させることもしている。蓋しこれは「客」が(「客」の子、「奴婢」で改めて「客」とされたもの以外、)孤兒と貧農とで「客」となったものを主とすることを重視したもので、前者をその通称である養子であらわし、後者を典計であらわしたものである。(「部曲」の発生源については、「部曲」の子、「奴婢」で改めて「部曲」とされたもの、孤兒を養つて「部曲」としたもの、貧農で「部曲」となったものが考えられる。)ちなみに、蜀志麴允伝を見ると、麴允がその僮客のうち奴客(僮客)を他に譲っている。この僮客の具体的性格は不明であるが、何れにしてもそれが「奴」でなければ、そのものの麴允に対する負債は理論上被讓渡者にかたがわりされたことにならう。

このように見てくると、「客」、「部曲」のうち主家の農業生産に従っているものは農奴であり、それ以外のものもその身

分、経済的性格がそれと等質的なものである、とされよう。ところで、魏西晋時代官僚にその政治身分に応じて文字通り編戸の良民を給して「客」としたことがある。彼らも亦（農民として）主家と生産物を量分したのであるが、主家にとってそうした「客」よりもむしろ（売買さえも可能である）「奴」の方が望ましかった場合もあるようである。（隋書食貨志などに衣食客とあるのは主人の衣食つまり身边の雑事を弁ずる「客」の意味であり、唐律疏議に「部曲」について「衣食之価」というのは「部曲」の生活費のことで、同じく「衣食……」とあっても両者の衣食は別性格のものである。）

つぎに「客」の歴史の変遷をとりあげ、その間に「客」の私賤化傾向を述べる。後漢末曹操は後漢王朝の実権を握りさらに曹氏の新王朝を建てるべき途を歩んだが、大規模な屯田経営を行い、また軍勢力を強化するため士家（のち一般に兵戸という）の制を設けた。その屯田耕作者たる客は良民であるけれども編戸ではなかった。また、士家も良民であるけれども編戸ではなかった。そうした制度は何れも魏王朝に引き継がれた。客、士家、兵戸はともに曹操、魏の天子の私民ともいうべきものであるが、魏時代両者の合計は編戸数よりも多かつたと考えられる。曹操が右の屯田の制、士家の制を設けた際、屯田の制に関しては戦乱で疲弊したため流通経済が円滑を欠ぎ、農村から諸税の銭納を望むべくもなかったこと、前漢の武帝のとき以来田租が収獲高の百分の一程度であったが、長期の戦乱による農民の疲弊などからそれを大幅に引上げるのが無理であったこと、漢時代田租軽減が屯田経営による収益と関連していた場合のあること、などをふまえ自らの手で独自の財源をえようとしたことが考えられるが、両者の創設維持を通じ、大小の豪強の農村支配の実情が大きくからんでいることは否定できない。つまり、当時華北の豪強は牛耕を通じて聚落到に支配力をもっているが、それにかわる農法をつくりだせないだけに曹操はその支配をある程度認めざるをえず、それだけに自らの手で集落民以外のところから財政収入と兵力とを確保する必要があったと考えられるのである。ところで、豪強の集落支配は、彼らが国家の支配（具体的には徭役をかけること）を絶ちきる形で良民を掌握することを志向する。曹操、魏の天子はそれに対し、豪強が国家の官僚としての身分に応じて集落の良民（の一部）を「客」に私民として掌握することを認めさせたわけであるが、このように見ると、「客」の出現は新しい社会の展開をふまえたもので、かつそれは（屯田制、兵戸制をふまえた）新しい政治体制と対応しているとされよう。（「客」にかつての編戸の備作人、小作人が含まれることがあっても、それは右の論旨を妨げることにはならない。）

なお、「客」は夫婦が単位である。牛耕普及の流れに乗り父子の家をつくることを達成しえなかった没落農民や孤兒出身であ

るだけに、それはむしろ当然のこととされよう。ところで、「客」は最初あるいは有籍であったかも知れない。しかしここでまず重要なのは豪強が国家の徭役をたち切る私民として良民をもつことが制度として認められたという事実そのものである。六朝前期「客」が主家の籍に注されていることは、その始めがいつであれ、そうしたことの決定化を意味する。なお、現実には集落に勢力をもたない官僚が「客」をもつこともあったであろうし、その逆に官僚でないために制度上「客」所有を認められなかった豪強もいたであろう。しかし「客」制度は豪強を官僚におきかえた上でとった処置だけにそうしたズレのあるのはやむをえない。ここではむしろその大勢をみるべきである。

さて、魏中期屯田耕作者たる客と兵戸との支配権が権臣司馬懿によって奪われ曹氏の天子としての支配は崩壊したが、国家権力そのものは依然として存在した。ところで、司馬昭(司馬懿の子)は(屯田のうちの)典農屯田を廃止してその田を国有田としかつその耕作民を編戸に切りかえることをうち出し、その子司馬炎(即位して武帝)が受禅後それを完成した。西晋に入ってから、武帝は天下統一後、(屯田のうちの)度支屯田を廃止してその田を国有田としかつその耕作民を編戸に切りかえた。旧来の屯田地はかくて(占田、課田制の)課田となった。また、度支屯田制の廃止によって編戸数は約二百四十五万から一挙に三百七十七万に増加した。もっとも呉の天子も私民としての屯田民と兵戸をもっていたが、その三百七十七万戸にはこの屯田民が編戸となったものも含まれている。ただし、兵戸はそのまま天子の私民として残っている。

思うに、天子が(良民である)私民をもつと同時に、豪強にその官僚身分に依じて(良民である)私民(「客」)をもつことを認めたことは、一般的にいえば封建制への移行を意味する。しかし、国政の枢機を握る尚書省が中央集権の機能をもつたこと、九品官人法が郡中正時代中央官界に人材を確保する目的をもち、(魏中期)州大中正の制定以後全国的統一性をもつ人事を行うという面を強くもっていたことなどをみても国家権力の解離といったことはありえない。こうしたことを天子が官僚たる豪強の私民(「客」)所有の数を制限していること、屯田収入が国家の財政収入の大宗をなし、兵戸が国軍の基幹をなしていることなどあわせ考えると、天子は(組織としての統一的な)国家権力の維持につとめたが、群雄割拠―三国鼎立の大勢と、豪強の集落支配の現実とに対応するため、私民としての屯田耕作者、客、兵戸をもちそれに依存せざるをえなかった。しかし、蜀討滅、天下統一といったことに成功すると、豪強の集落支配は残るにしても、右の「特殊」な政治体制をとる必然性はかなり薄れてくる。それだけに蜀討滅、天下統一に応じてそれぞれ右のような処置がとられた、ということが想定さ

れよう。(天下統一直後の「客」所有数制限はこうしたこととの関連において見るべきである。)(社会史的に見れば封建化を阻む要因として、父子中心主義が、豪強が世代を重ねて土地集積を行うのに否定的に作用することなどがあげられる。)

さて、西晋末の大乱をへて兵戸制は形骸化するが、かくて国家権力はいや応なしにその全基盤を編戸におくようになる。そのことは「客」についていえば、それが政治体制的存在としての意義を失い、単なる豪強―官僚の私従となったのを意味する。「客」が単なる官僚の私従となったということは、自ら「客」(、「部曲」)の政治身分の低下をもたらしことになる。宋時代の服飾の制において(駟、士卒、百工より低いものとして)「奴婢」と衣食客とが同一のわくに入れられるということが生じたが、これは「客」が賤民の性格を強めたことの一端を示している。また、唐律において、(主人の有無と関係なく)「部曲」が「奴」とともに賤と称されることがあるが、これについても同様のことがいえる。かくて「客」、「部曲」の身分には良的なもののほかに賤的なものが大きく加わってきたといえる。なお、東晋以後まがりなりにも編戸からの徴兵が行われ、それが軍兵の中心となるべきであったが、こうしたことと譚兵が兵戸に入ったこととに依じて兵戸の政治身分も自ら低下してくる。かくて西晋時代兵戸の俊秀は名族の女を娶ることさえも可能であったと考えられるが、南朝に入ると兵戸はかくて編戸より一段と低いものとされ、詔において兵厮といった表現をされることさえも生じた(浜口重国氏、「魏晋南朝の兵戸制度の研究」『秦漢隋唐史の研究上巻』所収)。

さて、北朝では北魏の「改革」のとき「客」の存在が制度的に否定された。しかし、その「改革」は豪強の私有地に手をつけていない。そのことは豪強が旧来通りの人力(、牛力)を必要とするのを意味する。一方、「客」は(現実には)無田、無牛であるが、編戸となった彼らに規定通り給田があったことはとうてい考えられず、また牛の支給は始めからなかった。それだけに「改革」の際流寓者として豪強のもとに入りその「客」となっていたものが郷里に還ったことがあるにしても、「改革」以後もかつての「客」の大部分は依然として主家(豪強)のもとにあったと推測される。彼らがもともと変ったのは、編戸の農奴となり、同時に国家の税役を負担するようになったという点である。こうしたことは巨視的に見れば、豪強の農業生産において旧来「客」のもっていた役割が編戸の農奴に代ったのを意味する、ということになる。(北朝では豪強が「客」、「部曲」を所有する際、その官僚身分に依ずる、という規定はなかったと考えられる。)また、南朝にあっても(「客」とは別に)編戸の農奴が多数存在していたことが考えられる(陳書沈衆伝など参照)。蓋しこうした編戸の農奴が長い時間をかけて主家の

農業生産を担う者としての地位を「確立」し、そうした意味で「奴婢」、（「客」・）「部曲」を圧倒して行ったのであろう。（のち佃戸とよばれるものがそれに該当する。）

ところで、北朝では北魏の「改革」の際いったん否定された「客」が、北周においてさきに見たように「部曲」として「再生」している。これは結局新版図となった旧北齊の地における豪強の懐撫と、それに対応した旧北周の地における豪強の懐撫として現われたものである。そこにおける「部曲」は単なる私従に過ぎない。それだけにその私賤の性格は（彼らが独立の戸籍をもたないことがからんで）一段と強められていったと考えられる。また、唐時代の史料に「部曲」が殆んど現われないが、このことは「部曲」のもつ歴史的役割がほぼ終ったことを物語っているとされよう。

なお、北魏の「改革」において「奴婢」にも給田を行っていることについては、「改革」において「客」を改めて編戸の良民としそれに国家の税役を負担させる以上、そのものが依然農奴であるにしても、そこにおける豪強の「支配」は自ら弱まってくる。こうしたことに対する豪強の不満をやわらげること、完全に私賤である「奴婢」に手をつけるのは不可能であること、「奴婢」が依然豪強の農業生産においてかなり大きい役割を果していること、などとのからみあいにおいて「奴婢」にも給田を行ったことが推測される。また、北周においては「客」の「再生」した「部曲」にも給田が行われたと考えられるが、隋初の均田制において、「部曲」、「奴婢」への給田がなくなる。そのことは巨視的には「部曲」、「奴婢」のもつ役割の減少として理解されそうである。（これに関しては隋唐の均田制をどのように見るかという問題があるが、ここでの論述は省略する。）

なお、（自管の場合を除く）農業生産の担い手についての私見を図式的に述べるにつきのようになる。次節で述べるように、氏族制時代いわば氏族が氏族を支配する形のなかで被支配氏族による農業が行われた。（やや副次的に、支配氏族のなかで自己の生計にあてるためその氏族の田―公田など―を耕作するものもいた。）ついで戦国時代自家の労働力でまかなえぬ分については傭作、小作が行われた。漢時代私「奴婢」を農業生産にまわすことが生じたが、六朝になると農奴による農業生産が盛んとなった。そこでは私「奴婢」もあわせ用いられた。（主家の田を私「奴」が耕作するということはやや超歴史的なものとなる。）

二 集落問題

漢六朝の集落については現在少なくとも二つのことを問題とすべきであろう。その一は民衆の集落が古くから城外にもあったのか否かという点についてである。その検討は漢と六朝との時代的变化がそこに見出せるか否かといったことにもかかわってくる。その二は支配権力が変質し、その一環として国家が唯一の地主となつて行くが、それが集落乃至集落民の生活に及ぼした影響である。本節は右の二つの問題をとりあげ、あわせて東晋南朝におけるいわゆる貴族の寄生官僚化にもふれる。

まず集落の所在についてであるが、西周春秋時代諸国の城内に住んでいたのは支配者である士以上と工、商とであり、一般庶民（農民）は城外に集落をつくつて生活していた。のち戦国時代になると国城などの規模が大きくなり、そこに農民も住むようになった。一方、鉄製農具の出現などによつて耕地が拡大し農民が城外の各所に新たな集落をつくることも生じた。あとでふれるが、孟子の説く井田農民もその住居を城外の野にもつものである。農民が（大小の）城の内と外とに住むということは漢時代にあつても変りなかつた。漢書王莽伝に見える「小国無城郭者」は、事実上小県か郷あるいは聚を封国とする五等諸侯の下級のもので、かつその治所に城郭のないものと考えられる。これは漢時代農民で城外の野に住むものゝいたのを示唆しているとされよう。また、東観漢記杜林伝に、「及漢初興；以稍弱六国強宗。邑里無管利之家、野沢無兼并之民。万里之統、海内頼安。」とある。漢時代城内の集落を限定的に邑、里と表現することがあるが、右の邑里はそれに該当する。右は漢初民衆が城内にも城外にも住んでいたことを察せしめるに足ろう。また、漢時代の井田農民の理解のなかにも農民が城外にも住んでいたのを推察させるものがいくつもある。なお、風俗通に、「大率十里一亭」とあるものと「大率十里一郷」とあるものとの関連が旧来問題とされているが、前者の里は距離を示す里であり、後者の里は集落を指す里であるとした際、矛盾なく理解できる。なお、六朝時代農民の集落が城の内・外にあったのは周知の通りである。（城内の里は最初ほぼ一定の面積と戸数とをもつ人為的な行政集落として出発するが、のち自然集落としての性格を帯びてくる。一方、城外の里は自然集落のうゑに行政集落としての里をおおいかぶせたものである。また、城内の郷は城内の里をいくつか集めたものであり、城外の郷は城外の里をいくつか集めたものである。前者の郷にも自然集落としての機能が存在する。後者の郷には地域的なまとまりのないものも多かったと考えられるが、しかし、そこにもある程度自然集落的機能が存在していたようである。）

以上の理解が大過ないとする、集落の所在面から漢と六朝とは時代的变化があると考えるのは無理であるということになる。

つぎに支配権力が変質し、その一環として国家が唯一の地主となって行くが、それが集落民の生活に及ぼした影響をとりあげる。ところで、(六朝以前の)集落は村落共同体としての機能をもっている。ここでいう村落共同体は、構成員にとってそれを媒介としなければ生産、再生産が不可能な共同利用地、灌漑用水等が共同体規制のもとにおかれ、かつそうした生産諸条件が、その構成員が何らかのルールに従ってその総意として選出された担い手によって運営される際に存在するといえよう。そこには当然自営農民も存在する。(村落共同体については、田中正俊氏、「中国の変革と封建制研究の課題(一)」歴史評論二七一号参照。)なお、村落共同体についてはそれを血縁共同体と理解する向もあるようである。しかし村落の共同体的機能はたとえその村落が男系血縁者(及びその配偶者、その間に生れた子)だけからなるにしても、血縁者間の機能とは自ら別のものである。さて、やや結論的にいえば、村落共同体の営みにおいて、山川藪沢叢林など(以下、「藪沢」という)は始めはまさにその共同体の営みの一部をなしていたのであるが、のち豪強が村落共同体に支配者的勢力をもつようになってくると(とくに東晋南朝時代になると、)国家権力の土地所有形態との関連において「藪沢」は往々豪強個人の支配に帰し、かえってその支配をささえるようになる。これは(村落共同体の性格の変化、)集落の変化を意味する。

以下、右のような観点にたつて、「藪沢」を頭におきつつ論を進めることとする。まず(西周から)ほぼ春秋の中期ごろまでの諸侯が国城を中心とした「点」の支配を行った時期についてであるが、ここでは氏族による氏族の支配が行われていた。当時諸侯の社は国城内におかれ祖先神と(山川などの)自然神とを祭っていたが、その社は城外にある広大な「藪沢」(宋の桑林、楚の雲夢などがそれにあたる。)と結びつきをもっていた。諸侯はここで軍事訓練を兼ねてその獲物を社神に供えるため同族の大夫、士と狩猟をした。(その際得た獲物の皮革などを軍需品としたが、獲物のうちには諸侯や士の食用に供されるものもあったと考えられる。)なお、当時諸侯はその公田の收穫(の一部)をまず社神に供し、さらにそれによって自らの生活を営んでいた。(大夫は私田をもっていたが、その点を含め大夫に関する考察は省略する。なお、公田の一部は諸侯と同族の士人に与えられていた。)また、諸侯は同族のものと藉田を耕作した。この收穫はもともとすべて社神に供するものであったのであろう。ところで、当時農民は城外に同族集落を構成し、家畜を殺して神を祭っていた。そのことは彼らが祖先神を祭

る社を中心とした生活をしていたことを推測させる。また、彼らは公田に労働力を提供する外は共同体的規制のもとに自らの田を耕作しその収穫をすべて私用に供したと考えられる。これは諸侯の直接的支配がそうした田に未だ及ばなかったの意を意味する。農民の集落と結びつくべき「藪沢」の具体的な存在形態は不明であるけれども、このように見てくると、一応、諸侯の直接的支配の外にあって、何らかの形でその祖先神と結びつき、かつ集落の共同体的機能をささえていたと推定されるのである。

つぎに、ほぼ春秋の後期ごろ以降の諸侯がその全領域を対象とした支配を行った時期についてであるが、そこでは諸侯の家産国家が出現する。さて、諸侯の直接的支配がその全版図に及ぶのと相応じ、諸侯の社神はその版図全体の（自然神の）土地神となっている。（当時農民も亦直接軍事に従うようになっていたが、）諸侯は軍事訓練を兼ねて版図内の全壮年男子を率いて狩獵を行い、獲物をそうした社神に供するようになった。また、諸侯はかつてその直接支配が行われなかった農民の田に新たに課税するようになったが、諸侯はその社神に供するためそうした田の収穫（の一部）を出させるようにした。なお、かつて社に祀られていた諸侯の祖先神は宗廟に祀られるようになったが、藉田の新穀は（天子の場合とあわせ考えると）その宗廟にささげられるものとなり、かつその耕作は庶民もまたこれを担ったと推定される。そこではかつての農民の社の後身の社の社神が一定範囲の土地の土地神となり、かつその社が諸侯の社の下位にたつことになったと考えられる。こうした社はのちの里社の源流をなすものとして理解されている。（諸侯の国域内にあった、諸侯とは異姓の支配者が祭った社についての考察は省略する。）

右のような変化とほぼ相応じて、全版図の「藪沢」も亦課税の対象となっている。ただし、それは諸侯が「藪沢」すべてに課税したということではない。課税権をもつに至ったという意味である。なお、そこではかつて諸侯の社と直接結びついていなかった「藪沢」で新たに諸侯の権力の基盤となったものも生じたと想像される。こうしたことは別の表現をすれば諸侯がその全版図の土地について、唯一の地主としてその所有権をもち、（旧来農民などがもっていた土地の所有権を改めて）用益権化して行ったということである。なお、当時諸侯は直接広大な「藪沢」を囲い込んで自己の園囿としその田獵遊樂に供することや、その一部を貧民に仮して田作させるといったことをしている。それは諸侯がその全版図の土地の所有権をもつと同時に、そのなかに自ら用益権をもつ土地を設定したのを意味する。戦国儒家は右のような行きかたには反対で、関市を無税とすべき

を説き、諸侯の園圃において民の利用を認めるべきを説いている。これは、戦国儒家が、かつて諸侯が諸侯の社と結びついていた「藪沢」を自ら及びその同族の（広義の）共同利用地としたこと（、また恐らくは農民がその同族集落と結びついた「藪沢」を彼らの共同利用地としていたこと）を、諸侯の社の性格が変り、また諸侯がその全版図の「藪沢」をいわば個人として所有し、部分的にはその利益権をもつようになった時代に（若干のズレをもちつつ）投影して、諸侯は「藪沢」を全民衆との共同利用地とすべきである。それだけに諸侯がそれからの収益・そこに生じた物産の流通に対して課税することや、園圃を囲い込むことをすべきでない、と主張したのを意味する。なお、戦国儒家の一人孟子は、城外の野（「藪沢」）を新たに開墾して井田を設けるべきであるが、その公田は（共同体を構成する）農民が労働力を提供して耕作する。一方私田（公に対する私）はかつて大夫以下を指したが、この私田は農民のもつわたくしの田のことである）の収穫は自己のものとする、といった井田制を説いていると考えられる。この井田制にあっては一定範囲（九百畝）を単位として見た際、諸侯（公）と農民とが利益Ⅱ収穫を共に受けることになる。これは「藪沢」は全体として諸侯（公）と農民とが共に利用し利益を受けるものである、という理解をふまえているが、こうした理解は他の戦国儒家にもみられる。また、それは諸侯の収入を増しかつ軍兵たるべき農民の生活を安定させるものでもあるから戦国諸侯の富国強兵策ともなる。また、それは古の農民は公の田に労力を提供して耕作するが、彼らの田は無税であったということを「再現」することにもなる。

さて、春秋中・末期から諸侯は壮年男子を官僚もしくは戦士として個人的に把握し、それと同時に全版図（「藪沢」を含む）を直接支配の対象としていったわけであるが、それは諸侯が（家父長的君主として）家産国家をつくっていったのを意味する。（そこには諸侯と同様家父長的君主たることを志向した同族の大夫などとの対立、抗争、その克服の過程がある。）その家産国家にあっては鉄器の普及などをふまえた大規模な灌漑事業の展開も見られる。（右の家父長的君主は、一般論的でないかたをすれば専制君主ということになる。）なお、戦国諸侯の灌漑事業のなかで目立つものは、秦王が家産化した「藪沢」を灌漑排水して王室に直属する鄭国渠をつくったことである。これは六国を滅ぼすのに役立つだけの富強をもたらした。（増淵龍夫氏、「古代専制主義の成立とその経済的基盤」『中国古代の社会と国家』所収）

天下を統一した秦にあっては恐らく右のような君主の支配のありかたに変わりはなかったであろう。漢初にあっては天子の個人的な家父長的支配がその統治の基軸としてある程度残っている。高祖劉邦の生存中高祖と創業の功臣との間に個人的な信義

の関係が大きく機能していたこと、その死後高祖が右をふまえて定めた法令制度の大綱を權威として墨守するいきかたが行われていたことはその一端を示している（増淵龍夫氏、「漢代における国家秩序の構造と官僚」『中国古代の社会と国家』所収）。しかし、こうした天子の個人的な家産国家的支配―家父長的支配をいつまでも続けることは不可能で、組織化された権力機構としての国家をつくり、その官僚機構を整備強化し、天子がその頂点にたつことが要求されてくる。また、それとほぼ相応するものとして、国家を唯一の地主（所有者）とし、天子その他のものがその用益権をもつといった理解とそれに基く動きが生ずるようになってくる。このような国家（権力）の質的強化乃至変質は長い年月の経過の間に次第に明確化して行くのであって、厳格なことをいえば隋唐国家において始めて一応完成したともいえる。しかし漢時代であっても、巨視的にみればやはりある程度進展している。いま国家（権力）の質的变化を若干の局面についてみてみよう。

まず、官僚機構についてであるが、漢時代各官僚機構が整備強化されるにつれ、それぞれが自己の「意思」をもつ・自律性のある組織たることを志向するようになる。ここでは長官と部下との間に君臣関係が生じ、その延長として旧君と故吏（もとの部下の吏）との間にも君臣関係が生ずる。とくに前者の君臣関係は天子と長官との間の君臣関係と同質的な面をもつ。ここでは天子はかつてのように全官僚を個別的に支配することは不可能で、官僚機構の頂点にあるものとして、各官僚機構の長官を掌握することを通じて、それぞれの機構の官僚を（陪臣として）把握するようになる。こうした際天子の支配力は一見退歩したかの如くである。しかし、一般論的にいえば右は国家（権力）の強化による天子の（組織としての）支配力の強化を意味する。ところで、それに関連して漢の天子は二つの方策をうち出している。その一は天子に直結する監察機構（御史台）を整備強化することである。その二は孝を觀念化し忠に結びつけることである。それは、官界においては、長官と部下との間の君臣関係が父子間の孝に擬制され、人情の自然として動かすべからざる要素を加えられた部下の「忠孝」が、天子と長官との間の「忠孝」を媒介として天子に結びつくべきことになる。（以上に関連して国家の統治理念としての儒教に法家的色彩が加わることも生ずる。）

つぎに国家が唯一の地主となるという点についてであるが、前漢時代はその方向がうち出された時期、後漢時代はそれがあつた程度確立した時期である。いまそれを「藪沢」を頭におきつつ考えてみよう。さて、前漢時代国家の収入、支出面で国家財政と天子の私的な帝室財政との区別があつた。国家財政収入の主なものに田租、算賦、更賦などがあり、帝室財政収入の主な

ものにその直轄地の「藪沢」、園池、市井の税があつた。ところで、前漢時代帝室財政の収入源が国家財政の収入源に移されるという注目すべきことが生じている。いまそれをとりあげてみよう。史記平準書に、「山川園池市井租税之入、自天子以至封君湯沐邑、皆各為私奉養焉。不領於天下之經費。」とある。これは直接的には高祖、惠帝時代のことを述べているものであるが、その大勢はほぼ前漢一代を通じて変りなかつたと考えられる。つまり、前漢時代天子はその直轄地の山沢（本稿で「藪沢」とするもの）、（「藪沢」のうえにつくつた）園池、市井の税を収めて帝室財政の収入としたが、諸侯以下の封邑をもつものについてもそれに準じたことがあつたのである。これは結局天子以下直轄地をもつものの場合、その「藪沢」、市井などの支配にあつては、かつて戦国諸侯のもつていた家産的支配形態が「残存」していたのを意味する。さて、かつて天子の直轄地において塩鉄の税は最も重い山沢（本稿で「藪沢」とするもの）の税として（帝室財政を掌る）少府に入つたと考えられる。ところが、史記平準書に武帝のときのこととして、山海は天地の蔵つまり天子（個人）の蔵であるから、その収入は少府に属すべきである。それにもかかわらず、陛下（武帝）はそれを私せず、（国家財政を掌る）大司農に属せしめ、その収入を以て国家財政の佐けとされた。ついでには従来の制度を改めてかくかくの方法によつてこの二つのものの専売を行いたい、といった旨の孔僅らの上言を記しているが、武帝のとき塩鉄の税は少府から大司農に入るようになり、さらに塩鉄専売が行われてその収益も亦大司農に入るようになった（加藤繁氏、「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」『支那經濟史考証上』所収）。

武帝が塩鉄の税について右の改変を行つたことに関しては、すでに武帝のとき国家権力の確立が第一で、その優先的措置のなかに天子の支配権力が強化されるということが殆んど不動のものとなり、そのなかにおいて天子の直轄地における「藪沢」の税のうち最も重い塩鉄の税が国家財政に入れられるようになった、という観点から理解すべきであろう。（武帝時代の国家財政収入については、紙屋正和氏、「漢代刺史の設置について」『東洋史研究三十三の二等参照』）もつとも、武帝のとき以後も（少府に属する）多くの公田、池隰が設立され、一般經濟の発達にもなつて市税、硠山税、漁業税等の収入も増加したからであるが、少府の収入は増大した。しかしここで問題とすべきは額よりも質である。つまり、国家財政を帝室財政よりもむしろ重視するという傾向が生じたことである。なお、このように見てくると、前漢の武帝以後の天子が「藪沢」をもち、それからの税収入をえることは、少なくとも天子が家産國家を志向することの一環として見るべきではないとされよう。（前

漢時代、諸侯にあつても景帝のとき呉楚七国の乱を起した王の一人である呉王濞の場合のように、「藪沢」の所有がその權力強化に役立ったこともある。しかし呉楚七国の乱よりあとそうしたこととはなくなつた。⑥

さて、武帝のつぎの昭帝のとき行われた塩鉄論争は、宣帝のころの人桓寛がこれを塩鉄論としてまとめられている。そのなかの園地篇に苑圃、園池、公田に關係した記事がある。これは難解であるが、平中芥次氏の読みかたが最も正鵠を射ているように思われる（平中芥次氏、「漢代の公田の「仮」——塩鉄論園地篇の記載について」『中国古代の田制と税法』所収）。いまそれによつて考ええると、そこで文学は國家と天子とが多くの苑圃、公田、池沢の用益権をもち、それを利用するものから飯をとるといふ名目を保っているもの、現実にはその利は權家に歸している。（現実には國家、天子はその飯をとっていない。）とくに三輔では公田が現実に權家の手に歸し、權家が（不正に）それを利用するものから飯をとっている。よつて武帝が設けた苑圃や池禦を除き、公田は一般民衆にその用益権を与え、政府はそれから田税をとるべきである。仮と税とは名稱を殊にするけれども實質は同じである。といつた内容のこと（など）を述べている。蓋し右の苑圃、池沢（池禦）は天子が用益権をもつ「藪沢」のうえにつくつたもの、公田は國家あるいは天子が用益権をもつものである。もし文学の意見が実行されると、天子が用益権をもつ土地（としての公田）は天子から離れて一般民衆の手に入り、彼らがその用益権をもつことに対して國家財政をまかなう税がかげられることになる。（この点は國家が用益権をもつ公田にあつても同様である。）右の意見は実行されることはなかつたが、それにしてもこうしたこと天子の支配力がすでに「藪沢」などの直轄地、公田をふまえていなくても十分存在できること、裏からいえば、当時國家權力が整えられるところに天子の支配力が自ら強化されるべき段階に達していたことを察せしめるに足る。なお、右は土地の用益権をもつものが、その土地を利用するものから飯をとるのを示しているが、それに通ずる仮の用法を示すものとして、華陽國志蜀志の臨邛県の項に、「漢文帝時、以鉄銅賜侍郎鄧通。通假民卓王孫歲取千匹。（下略）」とある。これは、鄧通が文帝から帝のもつ銅鉄山（「藪沢」の一つ）の用益権を賜つたのでその銅鉄山を銅鉄業者卓王孫に假して利用することを許した。卓王孫はその「仮（使用料）」として年ごとに絹千匹を鄧通に支払つたといふことを示している。

なお、かつて秦では人頭税は少府に入つていた。漢では（成人対象の算賦はつとに國家財政收入に入つていたが、）年少者対象の人頭税（口錢）はもともと少府に入つていた。しかし武帝のときその増額分が國家財政收入となつてゐる。

また、前漢時代の国家の財政支出についてであるが、その主なものは祭祀、供御、营造、俸禄、賞賜、軍費などである。そのうち祭祀、营造、俸禄、軍費は国家財政にかかわるものであり、ただ供御と通常の賞賜とが帝室財政にかかわるものであった。巨視的にとりあげると、このことは組織の頂点にある天子がその国家権力の強化を図ることを通じて自己の地位をも強化するといふしくみと相応じているとすべきことにならう。

後漢になると国家財政、帝室財政の区別はなくなり、かつて少府の掌っていた山沢陂池等の税を悉く国家財政を掌る大司農の管轄に移した。少府はかくて単に官廷の雑務を掌る官庁となった。ところで、後漢時代につくられた白虎通には国家が唯一の地主であるという理解が（萌芽的に）出てくる。すなわち、白虎通において土地に関連して見える王には少なくとも二つの意味がある。その一つは国家権力を「代表」する王であり、他の一つは（同族をもつ）いわば人間としての王¹¹天子である。その際国家¹¹王は唯一の地主であるが、王¹¹天子はその土地の用益権をもつものである。こうした理解はのち現情との関連において展開するが、六朝時代国家が唯一の地主であり、それだけにいわゆる土地所有が用益権の所有を意味するということは生きた政治的処置として機能していた。第五節で述べる北朝の均田制はまさにそうした観点からみるべきであり、その給田は用益権の分与として理解される。魏西晋時代の天子の屯田も豪強¹豪族その他の私有地もこうした観点からすればすべて用益権の所有に止まることになる。「藪沢」についてもその所有権は国家にあり、その用益権もともと（一旦無主となった田と同様）国家にあるとみるべきである。（ただし、以下の考察にあつては、とくに必要のない限り、右の用益権を土地所有権として表現することとする。）

論を進めよう。西晋末期、北方民族の江南侵入は主として南北両勢力の境界線にある・司馬睿（のちの東晋国家の創業主元帝）を主君と仰ぐ北人地主の活躍によって防がれていた。一方、江南土着の豪強は私兵をもつていてもそれが自己の手をはなれて自己と直接関係ない土地に投入されるのには拒否的であり、しかも、それにもかかわらず自ら相集つて江南に恒常的な軍事組織をつくる能力をもつていなかった。それだけに北方民族の江南侵入の防禦は南人豪強のとうていなしえないところであった。そうした点からいって司馬睿は北方民族の江南侵入を防ぐべき軍事力をまがりなりにも統轄している唯一の人物ということになる。平呉以来のいきさつから南人豪強は北人貴族をきらっていたが、右のような実情であるため彼らはかつて天下を統一していた晋王朝の江南統治機構と權威とにたよる形で東晋朝の成立に努力せざるをえなかった。それは自ら北人貴族の優

漢六朝史の理解をめぐって

位の承認と結びつくものであった。(東晋時代、北人塙主の勢力が衰えてから、北人貴族などがその野望達成の手段として中原出兵を行う場合が生ずるが、これとても南北対立の大勢において国家権力の維持が軍事を第一として図らねばならなかったことの裏返しである。)

ところで、晋王としての司馬睿は、国家が唯一の地主であり、かつその利益権をもつことを前提として「藪沢」の禁を弛めている。これは事実上北人貴族と南人豪強(のち、彼らの一部は貴族化する)とにその占奪した「藪沢」の利益権を与えるということになるが、そうしたことは北人貴族と南人豪強との司馬睿推戴をより確実にし、司馬睿と彼らとを主要構成員とする東晋国家の成立を促進することになる。ただし、それは旧来の村落共同体を破壊して集落民を窮乏させることや、豪強の村落共同体支配による集落支配を強化することを生ずる。(すでに東晋初期制度と関連した場において、各集落を村として表現することが生じているが、村という言葉が往々豪強による集落支配をふまえた形で使用されたことを思うと、それは右との関連において極めて示唆的であるとされよう。)さて、北來の流寓貴族が江南で新たに田を求めるのは容易でなく、それだけに北人貴族にはのちのちまでも無田のものが相当いたようである。しかし、右の実情であるだけに、北人貴族はたとえ現実に無田であったにしても、国家権力の構成員(高級官僚)として国家のもつ「藪沢」の利益権を分与された(あるいはその権利を保有する)ということになる。(北人貴族で大規模な「藪沢」占有をしたものもいる。)そうした意味でも彼らを単に寄生官僚として割り切ることは無理であるといえよう。なお、東晋の咸康二年(三三六年)、「藪沢」占奪は厳しく禁止されたことになっているが、この禁止令は単なる一片の空文であった。これについては、つぎのようなことを考えるべきであろう。咸和の初め蘇峻・祖約の乱が起りいったん国力がかたむいたが、その乱を平定してのち、咸和三年からかなり正確な戸籍づくりが行われ、咸和五年(三三〇年)には始めて度田収租制が施行された。これは田の広さを計って田税をかけるものであるが、国家が田の実情を直接掌握することは、「藪沢」の直接掌握を徹底し、その実情を知ることと自ら関連をもつ。また咸康の初め荒年のため度田制の田租収入に欠けるところがあったが、そこでは歳入の欠陥を補うとともに、右の線に沿って「藪沢」からの増収を図るべきであったのが推測される。(咸康三年には東晋にやや政治的平和がおとづれていた。)蓋し、そうしたところに右のような「藪沢」占奪禁止がうち出されたのであろう。しかしこれは実行されなかった。(漢時代にあっても、すでに豪強の「藪沢」占奪はかなり進んでいた。)

東晋末、劉裕（のちの宋國家の創業主武帝）によって豪強の「藪沢」占奪が禁止されたことがあったが、南朝に入ってから有力者はあるいは個人としてあるいは國家權力機構を通じて「藪沢」を占奪した。ところで、そこには注目すべきことが現われてくる。前者についていえば、宋の大明の初め官品によって「藪沢」の占奪が公認され、それが課税対象とされた。この際旧來占奪していたものはそのまま認められた。そのことは事實上占奪した「藪沢」の用益権を分与したのを意味するが、これは同時に豪強が「藪沢」を通じて集落を支配するのを事実上容認したことにもなる。ところで、この際庶民も亦一頃をもつのを認められている。当時農村には新興の小豪強層が抬頭しており、それらは下級品官として官界にもくいこんできているが、右はそうしたものにも亦國家が「藪沢」の用益権を分与したのを意味する。（梁の天監の改革は彼らの官僚としての特権を奪ったが、それがその「藪沢」占奪の否定にまで及んだことは恐らくなかったであろう。）つぎに後者であるが、これは屯邸などをたて、それに因って「藪沢」を占奪する形をとる。こうしたことも亦梁の大同年間には制限つきではあるが一応認められるようになった。以上のような大勢下に細民はますます窮乏し、往々王侯、將帥のもとにその從屬者として入った。東晋南朝を通観すると國家の編戸はごく少なく、まず五十万戸程度、せいぜい百万戸程度であったと考えられるが、こうしたことが生じた理由の一つとして、右にみた「藪沢」問題を無視することはできないであろう。（「藪沢」の禁を弛める、といったことは國家のもつ藪沢用益権を事実上分与するのを意味する場合と、豪強が藪沢を占奪して民衆の利用を禁止しているのをやめ民衆に利用させるのを意味する場合とある。その何れであるかは個々の事例について見るべきである。後者の場合、戦國儒家の説くような「藪沢」の共同利用がもち出されることもある。）（六朝前期、民衆が「藪沢」を利用するにあたり税を徴収したことがあるが、この税は國家がその地の用益権をもつものとして徴収した税である。なお、北朝における「藪沢」については、第五節で若干ふれる。）

四 魏晋南朝時代の貴族制の問題

現在我が国で魏晋南朝時代（以下、「六朝」という。）における貴族（豪族）を論ずる際、その貴族（豪族）が當時の用法に基くものである場合、われわれの歴史感覚によるものである場合、両者を混えたものである場合がある。當時の貴族（豪族）という言葉（表現）が何を意味するかということはそのなりに重要であり、その実態の解明は今後の六朝史の研究に

必要なものではあるけれども、現在我が国の学界でとりあげている貴族（、豪族）は、一般的にいうとそうした貴族（、豪族）とは若干ズレのある社会階層のことであり、その貴族は（東晋南朝時代でいえば）ほぼ門地二品ということになる。本稿でとりあげる貴族はそうした貴族である。（さきに第三節で豪族の定義をしたが、その豪族もわれわれの歴史感覚によってとらえた社会階層である。）ところで、その貴族の特質は彼らが伝統の重みをふまえた家格と高い文化的教養をもち、かつ彼らが政治上社会上大きい役割を演じているというところにある。また、彼らの内面にあつて機能しているのは仲間意識であるが、その具体的な現われは一般的にいえば同一の通婚圏をつくつていくことになる。（ただし、東晋南朝時代にあつてはそうした通婚圏が二つあり、相互に交りあつていない。）なお、もともとある貴族と同族で門地二品につぐ「階層」に属するものが貴族と通婚することがあるが、この際そのものはほぼ貴族の仲間入りをしていくことになる。六朝貴族を抽象化して述べればほぼ右のようになるが、家格、教養、政治社会上の地位、仲間意識などが中心となる貴族は他の時代にも亦存在する。別に「六朝」に限られたものではない。「六朝」貴族のもつ歴史的特性はさらに一步を進めて、右の特性をもつ貴族と天子、非貴族官僚、庶民などの具体的な相関関係そのものなかに求めるべきであらう。つまり、当時の天子、貴族、非貴族官僚の三者はそれぞれ他をもつてかえることのできない特殊な存在意義をもつもので、三者はそのときどきにさまざまな調和あるいは反撥を示しつつ国家権力における支配者層を構成し、庶民と対峙するものなのである。本節は主として政治面社会面からみた貴族の具体的存在意義、機能を「六朝」貴族制の基本的基調と考へ、それをとりあげることとする。

ここで以下の考察の前提として、天子以下のもつ支配者としての独自性、自立性及び「六朝」士人の性格についての私見を簡単に述べておく。天子の場合、その支配力は不十分なながらも（組織としての）国家権力の頂点にたつところ、また（国家権力の一つである）軍事力の直接的所有者あるいはさまざまな軍事力の統轄者たるところにある。現実には天子の支配力に消長があつたが、その基本的性格に変わりはなかつた。

貴族の場合、国家権力の性格の変遷に応じてかなり大きい違いがある。漢時代とくに前漢時代集落民はいわば均質的存在であつたが、それだけにそこでは、原則的にいって、特定の家系のものが自動的に（社会的存在としての）士人になるとか高級官僚たることを約束されているとかいふことはなく、個人のもつ能力、人格が地位、身分、評価を決定する要素をなしていた。郷党の輿論（郷論）はこうした均質性のなかに機能すべきものであつた。そうしたところに貴族―貴族制は存在しない。

ところで、時代が降ると右の集落の人々の均質性が失われ、郷論も豪強に有利に捏造されるようになる。しかし「六朝」の九品官人法は最初、(かつてのような)郷論を採って(文官となるのに必要な)郷品を決めそれがその官序を左右するという建て前をとっている。しかもその郷品は集落の里正クラスにも及んだと考えられる。それだけに貴族(郷品二品をもつ門地二品)の地位は全国的なしくみにおいて一応安全であるということになる。しかし、貴族がその家格を守り自動的に上級文官たりえるためには九品官人法のなかに人々の世襲化を可能ならしめるしくみを必要とする。それだけに州大中正の採る郷論一郷品は現実には右において見たのとは違ったもの、つまり家格の世襲化をささえるものとなって行く。かくて貴族は家格と教養とによりかかるものとなり、本来の意味の郷論とは遊離した存在となる。これがかなり明白になるのは東晋時代であるが、南朝に入るといよいよ決定的となる。なお、貴族が高い人格をもち、財物に淡泊癖な人々であればそれなりに郷論のささえがえられたであろう。しかし一般的にいつて貴族にそうしたことは想定するのは無理である。例えば宋初の王弘は後人からその行動などを模範とされたが、軽卒で威儀が少なく度量も狭かった。この際あわせ考えるべきは貴族が文官官僚として無能化したため、南朝の天子が国政運営のやりかたをかえてきたことである。「六朝」において国家の枢機を掌るのは尚書省であるが、そこにおいて政策の立案、上奏などを行う八座は貴族(、それに準ずるもの)が独占していた。しかし、斉の明帝は尚書省から(税役賦課の台帳である)戸籍の保管の権限(ひいてはそれに基く税役賦課に関する権限)を奪って、それを天子側近の寒人たる中書舍人らが構成する中書舍人省に移し、陳の天子はついに中書舍人省を尚書省の上司として国政の機要を掌らせるに至っている。(野田俊昭氏、「東晋南朝における天子の支配権力と尚書」九州大学東洋史論集5) こうした天子側の動きは政局の不安定などからんで貴族の官僚としての無能化を一段とはげしくした(そこでは天子の国政運営のありかたと貴族の官僚としての無能化とは悪循環をなしている)といえよう。なお、おそくとも斉の武帝のときには(天下の兵要を管する)領軍將軍、護軍將軍の職分を形骸化して、その掌握していた兵仗、兵役、派兵に関する権限などを奪って、それを天子側近の寒人の就く外監、制局監に与えている。南朝では天子の側近寒人の活躍が国政の正常な運営を破壊することも多かったが、その間にあつても右のような「改変」が行われていたことは注目すべきである。ところで、貴族のもつ独自性、自立性はその家格と教養とをふまえたものとなった以上、それは王朝交代と関係なく存続する。しかし、それはあくまで相手の承認があつてのことである。梁末の侯景の乱や西魏の来寇は南朝貴族の価値体系を認めないものによって起されただけに、それらによって貴族

— 貴族制は形骸化した。それにとどめを刺したのが右の陳の天子の処置であるということになる。(彼らは「客」をもつていたが、それを突破口として新しい社会を構成して行くエネルギーはもつていなかった。)⑦

なお、貴族のもつ独自性、自立性がその家格と教養をふまえているにしても、教養については貴族以外のものもこれを修得できる。それだけに家格こそがその独自性、自立性を真にささえるものとなる。宋齊時代天子がその家格に関係することに口出しをした場合があるが、貴族は当然それに反抗した。天子もいわば領域外のことであるだけに引き下らざるをえなかった。しかし、そこには何故天子があえてそうしたことをとりあげたのかという問題が残る。この点はあとで述べる。

以上とあわせ見るべきは、貴族が独自の権力体系を確立し、以て国家権力内において天子の支配権力を掣肘するといった意思と動向とをもたなかったことである。とくに東晋南朝において貴族としての榮譽を示すものは、彼らが天子側近の清官に就官することであるが、その清官は政治権力のなかに新たに権力をつくるような性格のものではなかった。

ところで、いまとりあげているのは政治身分、それと相応する社会的地位であるが、そうしたものは必ずしも大土地所有の程度、豪族勢力の大小とは相応しない。一般論として西晋貴族が大土地所有者なり大族なりであり、非貴族官僚が中小の土地所有者なりかなりの大族なりであるとするのもやや無理である。とくに東晋南朝の場合その貴族が(階層として)大土地所有者であるとはいえない。一方、貴族より下の階層で財力に富むものも相当数いたと考えられる。要するに、ここでは政治身分、社会的地位の上下がその経済力、豪族勢力の大小とは必ずしも相応してはいなかったのである。ところで、貴族についていえば、その経済生活は彼らが国家権力の構成員であったことをふまえた点が多い。彼らの合法、非合法の手段による商行為は本来個人ではなしえないものであって、国家権力の構成員として始めて可能である。師として庶民を門生にとりたて(その門生が徭役の一部を免ぜられることに對する見返り)束脩として収めることや、第三節で述べた「藪沢」を占有すること(、その可能性を保有すること)についても同様である。要するに、いまとりあげている貴族は国家における上級官僚としての独自性をもつものであり、その経済生活もほぼそうしたところに保証されているものである。彼らが官僚として無能であるとか、政治の実権を失いつつあるとかいうことがあるにしても、それらが右を本質的に否定し去るものではない。そうしたものであるだけに、彼らを天子の支配権力に寄生するものであるとするという意味、あるいは無田で俸禄によって生活しているものが多いという意味で寄生官僚であると規定することはできないであらう。

貴族のなかには漢時代以来の家系を誇るものもあれば南朝に入ってから貴族化の途を歩みかけたものもいる。しかし少なくとも右のような理解をする限り、何れの貴族にあつても基本的には同質であり、その家系が世にあらわれたのが、漢、魏、晋、南朝（初期）の何れであるかという点はさして問題とならない。

非貴族官僚の場合、大きく分けてほぼ寒士にあたるものと、それより下の非士人の寒人とがある。梁の天監の改革より前であれば前者が中級官僚、後者が下級官僚ということになる。改革以後後者は役人（徭役賦課の対象となる人）の階層に切り下げられる。ここで論述が脇にそれる嫌いがあるけれども、「六朝」における士庶について考えてみよう。すでに第一節、第二節でふれたように、漢時代士・庶にはいくつもの意味があつた。「六朝」にあつてもいくつもの意味があるという点は同様であるが、大きく分けてそれは二つになる。その一つは仲間意識によつて士人とされるもの、それに入っていないため庶民とされるもの、といった区別をもつものである。（漢時代にもそうした士庶の区別があつたが、その士人たる仲間意識は学問、識見などを同じくするところにあつた。）「六朝」における士人たる仲間意識は次第に家格、教養を同じくするもの、といったことを中心とするようになった。また「六朝」では最初地域的な何某の地における士人といつたことがあり、同一人物が京師で士人であり、郷里で庶民であるといつたこともあつた。しかしのち士人たることは全国的に通用するものとなり、かつその士庶の判定は（全国的に見て）代表的な士人によつて行われるようになった。こうした士人と庶民との境界線は事実上ボヤケており士人か庶民かはつきりしないものもいた。ところで、西晋末頃ごろ郷品一、二品をもち、五、六品官に起家するものは甲族、郷品三、四、五品をもち七、八、九品官に起家するものは次門、郷品六、七、八、九品をもち流外官に起家するものは後門、無郷品のもの三五門という形ができた。（以下、このような形の家格制度を族門制という。）これは制度的なものであり、門地二品というのはどちらかというところ社会的実態を重んじたものであるが、その甲族と門地二品とは事実上ほぼ一致する。さて、図式的にいうと甲族は上級士人であり、次門は下級士人であり、後門、三五門は庶民であるが、後門には最初士人が入っていることもあつた。寒士は下級士人（次門）たるものである。（彼らは王国常侍などに起家した。）他の一つは九品官を公卿大夫士庶の区別にあて、六、七、八、九品官就官者を士人とするものである。この士人には後門が多数なっている。両者の士人は少なくとも現象的には重ならない。現在南朝史研究の大きい課題の一つは、こうした両者の士庶がどのようにかちみあいつつ変化したかを説明するにあるが、前者についていえば本来社会的実態であつた（律令にも記されていない）士庶

の区別が次第に国家の制度化し、その士人だけが制度的に政治的支配者となって行くことの追求が南朝の貴族—貴族制の実態を明かにする一方法であるといえる。(以下、後者の士人を「士人」、庶民を「庶民」として現わすこととする。)さて、寒士の場合、彼らは往々大土地所有者、豪族であった。一般的にいつて、大土地所有者、豪族は政治権力と結びつきそれを利用することによってその勢力を維持しようとしているが、他面天子の側もそのもつ力を国政運営に利用せざるをえない。東晋南朝において彼らを本貫の地方長官に任用したのはその利用の一例である。(豪族である貴族が本貫の地方長官に任用されたこともある。)梁の天監の改革においてもその勢力が大きく問題とされそれが利用されている。彼らのもつ独自性、自立性は一応こうした在地性にあつたといえよう。ところが、梁時代、武帝の賢才主義、有能な寒士重視とのからみあいにおいて彼らは殆んど京師に集まつて獵官を事とするようになった。かくて寒士の在地性ひいてはその独自性、自立性は大きく失われてくる。梁末の大乱をへた陳時代、官界ではもはや旧来の貴族、梁時代に勢力をえた寒士(の子孫)は殆んど勢力をもつておらず、かつて寒士に属してはいたものの決して高い評価を受けていなかった、京師と無縁に郷里に住んでいた(在地性をもつ)、たくましい階層(の一部)が拾頭して、制度的には新貴族の途を歩んでいる。しかし、その教養、識見、自負といった面で彼らは旧来の貴族はもちろんのこと、かつて脚光をあびた寒士とも一線を画されるべきであつた。それだけにごく大まかにいえば、梁末以降かつて国家権力の構成員であつた貴族、寒士がもつていた独自性、自立性は、彼ら自身の滅亡とともに滅び去つていったといえよう。⑧

寒人の場合、一応二つに分けられる。その一つは世襲的に中央地方の官界において実務に精通した下級官僚としてその地位を保ち、それなりに官界をささえていた庶民(たる後門)である。彼らは必らずしもそのすべてが土地所有者ではなかつたが、しかし、郷村の庶民の豪強のなかにはそれに含まれるものもあつた。彼らは一応政治的社会的階層としての独自性、自主性をもつていたが別に新しい歴史の流れをつくり出すものではなかつた。梁の天監の改革はそれらの就くべき官を改めて役目としたと考えられる。他の一つは、元来官界とは無関係の存在であつた(つまり三五門であつた)が、東晋宋齊時代その財力に物をいわせて下級官僚となつたり、あるいはなろうとしたものである。彼らは旧来の国家権力を否定するものでなく、むしろそこにくいこむことによって政治的社会的特権層になろうとしている。しかし彼らのそうした動きによって国家の有する権役量が減少し、かつ身分秩序がぼやけることになつた。ところで、彼らの拾頭は一つの社会現象ではあつても一つの階層とし

ての結果ではなかった。齊時代その政治的社会的拾頭への弾圧に対して彼らの一部が唐虞之の乱を起したが、それが彼らの全国的連帯をよばなかったのはそのことを証している。梁の天監の改革は彼らの政治的社会的拾頭をおさえ、下級官僚となったものを改めて徭役賦課の対象とした。彼らはそれに對し個別的な形で免役を圖ってくる。それだけに、改革以後も彼らは鄉村における新社会勢力の出現の原動力とはなりえなかつた。なお、前者、後者の寒人のなかにはその才幹などによって天子に寵愛され、中書舍人省などで權勢を握るものも出ていたが、その權勢は南朝の滅亡による中書舍人省などの廃止とともに消え去るべき運命にあつた。

論を進めよう。後漢末曹操は各地で声望をもつ人々をその傘下に入れていた。その際の声望は塙主的なもの乃至いゆる豪族勢力をふまえたものもあれば、主として当時の士人間におけるものもあつた。曹操はそうした声望をもつ人々を傘下に入れることを自己の權勢をかためる手段としたのである。一方、曹操はそれとは別に有為の人材であれば儒教的名声に欠けるところがあつてもこれを挙用するといつたこともしている。翻つて考えるに、後漢末期の士人は後漢王朝の存在を前提としてそのわくのなかで宦官を主対象に政治斗争を行つた。彼らの最終目標は高名な士人の推挙などをえてその政治的抱負を實行するにあつたが、その現実の行動には必ずしも清潔とはいえぬものがあつた。彼らの集団としての勢力は党錮の禁によって滅び去つたが、以後も個人的には後漢王朝の存続を期待していた。しかし建安十八年荀彧が「自殺」したことは、曹操政權がもはや彼らが後漢王朝の存続の望みを托するのを拒絶したのを意味する。以後曹氏のもとにある士人は曹氏の意圖の遂行に一忠実な官僚的性格を強めていつた。一方、さきのような政治斗争を行つた士人の行動に不満で彼らと行動を共にしなかつた士人がいた。彼らはいろいろな行動、志向をもつていたが、必ずしもすべてが後漢王朝に最後迄望みを托していたわけではなく、こうした集団の士人のなかには曹操政權に入つたものもいた。しかし彼らがそこにあつてとくに曹氏政權を大きく特色づけるような行動をしたことはないといえよう。(後漢末の士人の動向については、増淵龍夫氏、「後漢党錮事件の史評について」一橋論叢 四十四の六参照。)

ところで、魏王朝成立直前魏王丕(のちの魏の創業主文帝)はその尚書陳群に命じて九品官人法を制定させた。それは受禪後全版圖に施行することを予定していたと考えられる。その九品官人法の性格、意義等については、通常、西晋時代に当時の九品官人法の弊害を強調し、遡つてその成立時に論及したもの(乃至それらと同系統と思われるもの)によつて考察されるこ

とが多かった。しかしそこには論者の立場、主張が大きく反映し事実とズレているところが多い。そうした点を除いて考えた際九品官人法はほぼつぎのような目的をもって制定されたと考えられる。(一)郡中正がその郡に本貫をもつ官僚（及び将来官僚となろうとするもの）の官僚としての能力を判定し、それを状として記すこと。状には本人の德行と官吏としての能力とが記されているが、後者の方が重視された。(二)旧来のように選挙制度を通じ官界に私情がもち込まれるのをできる限り防ぐこと。

これは後漢時代察挙その他の選挙制度が推挙者と被推挙者（個人）との間及び同一推挙者とそれに推挙された被推挙者たちとの間に私的結合を生じ、結果的に後漢王朝の政治を混乱させたことへの反省に基くのであろう。(三)魏王の受禪の理論づけと関連させること。当時魏王は強大な軍事力と（屯田経営に基く）経済力とをもっていたが、受禪にあたってはその外に受禪の理論を必要とした。受禪が天と民衆との希望にそうものであるというのがその理論づけとなったのであるが、それは各官僚も亦民衆の希望にそうてその地位を保っているという外辺をもつ。それだけに郡中正がその郡に本貫をかける官僚について郷論を求めそれによってその官序などを規制する、という形をとる必要性があった。ここでは郷村において孝行、仁恕、義断などを以て称されるものは官僚として誠実、有能であるという理解が存在していたとすべきである。

ちなみに、晋時代になってから周時代郷举里選が行われたかの如き理解が示されている。元来郷举里選は戦国時代専制君主たる諸侯がその支配力強化の一環として、たとえ農民であっても有能なものを（官僚としての）大夫、士に挙用しようとしたが、それを天子の支配体系（の一部）に投影してきたものである。これは礼記王制などに示されているが、周時代の社会体制上そうしたことが行われる筈はない。また、晋時代に漢時代郷举里選（的なもの）が行われたとする理解が示されているが、それは主として地方長官による察挙を指している。しかし、漢時代の選挙には他に辟召のような重要なものもある。それだけに「郷举里選（的なもの）」「察举」をもって漢時代の選挙を代表させることはできない。

ところで、右の九品官人法制定の目的のうち、(一)、(二)は矛盾することなく機能しえるが、(三)は両者と現実と相反するところがある。つまり、郷村における孝行、仁恕、義断などの徳行が現実における官僚としての才能と常に十分に相応するといったことはとうていありえないのである。また、累世の豪強は次第に学問、識見、教養をもつようになつたと思われるが、彼らは各郡などを単位として士人集団をつくりつつあつた。その際彼らは単寒なるものを、その人材如何を問うことなくその仲間から外している。また郷村における彼らの輕財好施の評判も（事実通りのものがある反面、）名声をえるため捏造されることも多くな

つてきている。(儒術をきわめ正しい行動をしていても、寒微出身で郷里の名声を自ら求めない場合、人々から礼を以て遇されないことも生じている。)それだけ郡中正が(右の士人によって左右される)郷論をきき、それに基いて尚書省において官僚の官序が決められるようなことがあるれば、それは曹氏の期待する人材登用とむしろ相反することになる。しかし陳群は右の弊害をできる限り現実的処理面で排除しようとしている。郡中正の決める状において人オ才つまり官僚としての能力が德行よりも上位におかれているのは、郷村における孝行などの德行と官僚たる資質とが相応ずるという理解をむしろ否定するものであるが、そこには現実に郷論に左右されない、より高い次元における人材登用が機能していたとされよう。また、郡中正がもし在郷のものであればいや応なしに郷村の士人、豪強の意向に動かされる恐れがでてくるが、陳群はそれに対しても手をうつ郡中正には曹氏の中央要官を任命するようにしている。

さて、魏王が受禪し、魏王朝が出現してからも郡中正の制は引続き存在した。その際右の(一)、(二)は引続きその目的として存在する。(三)はのち一種の政治理念的なものとして展開する。(この点はあとでふれる。)これらとくに(一)と関連してのことであるが、魏初有能であるにもかかわらず単寒出身であるため郷里で士人の仲間に入れられず、心中その点にひげめを感じながらも中央の要官の途を歩くものも存在している。(都で士人の仲間入りをしていても郷里で士人とされたい人物もいたわけがある。)(郡中正の採る郷論は現実には都での評判であるが、そのため人々が徒党をくんで名声を都で売るといった、恐らく最初予期しなかったような新たな弊害も出てきた。)以上見たようなものであるだけに、そこに家格の固定化が志向され、それと表裏一体をなす選挙制度が行われていたとは考えられない。

かくて、曹氏が天子として実権をもつ時代においては、のちの晋南朝の貴族の祖先が高官・要官となつてきているにしても、さきに一応定義したような貴族ひいては貴族制がすでに出現していたとか出現の萌芽があつたとかすることは無理であろう。

「六朝」の貴族―貴族制は魏中期司馬氏が魏王朝の実権を握つたときに出現の第一歩がおかれ、司馬氏が西晋王朝の天子となつた西晋時代に出現したといえるが、その特色の一つとして司馬氏が貴族に対し、自らの優位を保ちつつも政治的支配者としての一体感をもつていたことがあげられる。こうした一体感のうち出しのなかに貴族以下の家格の固定化も生じたのであるが、以下そうしたことをとりあげる。

魏中期魏の権臣司馬懿(西晋の創業主武帝の祖父)は、旧来の郡中正の制を守ろうとする曹爽一派をクーデターによって倒

し州大中正の制を設けた。そこでは郡中正は旧来の性格をやや変えて州大中正の（複数の）次官的なものとなった。州大中正の制は州大中正がそれぞれの州に本貫をかける官僚乃至将来官僚たるべきものに郷論をきいて一品から九品までの郷品を与え、各人の起家以後の官序がそれによって規制される、という建て前をもっていた。（そこでは状は副次的存在となる。）ところで、各州の州大中正はそれぞれの州の司馬氏陣營の高官の推薦によって尚書省から任命されるが、彼ら（通常郷品二品）はその州に本貫をかける司馬氏陣營の高官の子弟に殆んど自動的に郷品二品を与えた。これは司馬氏がその陣營の高官にその高級官僚としての地位を世襲的に保証したのを意味する。なお、州大中正の採る郷論は、州大中正自らがそれとしたもの、あるいはその州の代表的士人たちの意見を大きくとり入れて決定したもので、ともに郷品二品に都合のよいものとなっていたとされよう。かくて彼らは門地二品となつて行くのであるが、その際、里正クラスにまで郷品を与えたことは、門地二品よりも下の人々の家柄をも固定化することになつた。なお、元来州大中正の制制定の表面の理由は、旧来の郡中正の制では人材登用が困難であるので新しく州大中正の制を設け人材登用をするというにあつた。しかし右に見た限りでは旧来の人材登用方針はかえつて崩れてしまつているとしなければならぬ。

右のような州大中正の制、郷品の制の制定、運営は、魏時代（州大中正の制制定以後）の司馬氏・西晋時代の天子司馬氏がつとにそのもとにあつた（つまり、平蜀以前からその傘下にあつた）郷品二品（門地二品）に政治的支配者としての一体感をもつていたところに出たものであるが、いまそれを若干の点でとりあげてみよう。州大中正の制にあつては、建て前上、州大中正が郷論を採つて郷品を決定する形をとるが、その郷論は「郷邑の清議」であつた。ところで、晋時代官僚が人倫にもとる行為をなしたとき、免官・除名（など）の処罰が行われ（処罰としては）一応それが終了する場合、免官・除名（など）の処罰が行われてから改めて郷論に付される場合、直ちに郷論に付される場合があつた。最初の場合は当然州大中正がその処罰に応じて郷品をもつのを否定することになる。（その処罰の性格によつては郷品の引き下げとなることもある。）第二の場合も州大中正はその処罰に応じて郷品をもつのを否定することになる。（その処罰の性格によつては郷品の引き下げとなることもある。）第三の場合州大中正は郷論を採つて郷品をもつのを否定したりそれを引き下げたりすることになるが、問題とされてゐる人物は前者にあつては官僚たることが否定され、後者にあつては（新）郷品に應ずる官序に降されることになる。さて、第一の場合は天子の任免大権の直接行使の線において人事が行われ、第三の場合は各州の郷論に基いて人事が規制されること

になる。両者は一見相反するかの如くである。しかし、第二の場合をそこにに入れて、それらを「天子司馬氏が門地二品の士人（屬）そのものに政治的支配者としての一体感・信頼感をもち、そうした意味で門地二品から出た州大中正がすでに行われてゐる処置に応じてとった郷品に関する処置と、州大中正が自ら郷論（州内の門地二品の輿論）を採った結果に基く郷品に関する処置とが合致すべきものとする。」という観点から統一的に考えることが可能であろう。ただし、右が西晋時代司馬氏と門地二品Ⅱ甲族とが政治的支配者としての一体感をもつところに出現したにしても、とくに第二、第三の場合それが制度的一面をもつだけに、そこに一体感がない際にも（例えば南人貴族が州大中正となつてゐるところにも）機能するようになる。

なお、西晋の国家が成立したときその朝臣のなかには必ずしも天子司馬氏に心服してゐないものもいたようである。それだけに、政略的に天子の側から一体感をもつことを強調する必要もあつたといえよう。ところで、郷品はもともと里正クラスにまで与えられている。それだけに右の州大中正による郷品の引き下げ、否定の「処罰」は非士人官僚にまで及ぶべきことになる。そのことは州大中正の処置が門地二品を事実上論外とし、次門、後門に厳しかるべきを推測させるが、現存の史料はかなり間接的ではあるがそのことを証している。

ところで、司馬氏は（州大中正の制定時以降を含め）西晋時代、一方で必ずしも名家ではないが才能ある、自己に忠実な人物を高官に就けるといふことをしている。ここでは当然それにふさわしい郷品が中正によつて与えられた筈である。また、西晋時代太学を終えたものにその成績によつて中正が郷品を与え、それに基いて起家を行うことを規定している。また、西晋時代中正が門寒身素の廉退の士を寒素にあげて郷品二品とすることが可能であつたが、霍原がその寒素にあたるかどうかについて紛糾が生じた。結局霍原は天子の詔によつてそれにあたらせ定められた、ということがある。また、東晋初期州大中正が郷論を操つた結果（より正確には州大中正が礼の基準に照した結果）敢て郷品を昇さない場合、天子が詔を発し、その郷品を凍結したまま官序を高めた、といったことをしている。これらは司馬氏が州大中正の制、郷品の制を家格中心に運営させるにしても、それを完全に家格のなかに埋没させることなく、そこに自己の支配者としての意思を反映させていたのを意味する。さて、東晋時代の貴族制については、西晋時代のそれと大きく異なる点が生じた。その第一は旧来の貴族のほかに南人貴族が生じたことである。江南における東晋国家の成立は、旧来のように北人貴族だけが貴族層を独占することを不可能とし、北人貴族の下位にはあるが南人貴族を出現させた。かくて、東晋の貴族制は内部的に二つの異質の人的構成員をもつことにな

漢六朝史の理解をめぐって

った。こうした貴族制の形態は南朝に入っても同様である。第二は貴族に自らと天子司馬氏とが政治的支配者として一体性をもつといった感じが次第になくなったことである。かつて西晋時代天子の側に貴族に対する政治的支配者としての一体感があり、貴族側もそれに対応して、天子にそうした一体感をもったと思われる。ところで、東晋時代天子と南人貴族との間には始めから政治的支配者としての一体感は殆んどなかったと思われるが、北人貴族にあっても家格の固定化が進むにつれ、東晋時代優れた天子が殆んどいなくなつたことなどからみ、天子司馬氏と運命を共にするといった気持はなくなり、家格によって保証されるべき権益（官僚としての特権など）が守られる限り、何姓の天子の建てた国家のもとに入ることに殆んど抵抗を感じない風が生じている。そこではたとえ天子の側に北人貴族に対する一体感があつたにしても、現実にはそれが機能しないことになる。

つぎに南朝の貴族制についてであるが、それを通ずる特色は、各王朝創業の天子の出自が専ら軍事力によつていただけに、司馬氏の場合と違い、天子が自らを主権者として貴族よりも高い次元におくことをうち出し、いわば政治的支配者としての一体感をぬぐい去つた上で、天子、貴族、非貴族官僚三者のそれなりの調和を圖つたことである。これはとくに王朝成立時に明確に現われている。いまその点を考えてみよう。すでに東晋時代郷邑の清議にかかわるもの（ひいては清議そのものにかかわるもの）は士人だけとなりつつあつたようであるが、南朝になるとその点が明確となる。ところで、南朝になると即位時などに天子が「郷論を犯したものの」、「清議を犯したものの」郷品（など）を一方的に旧に復している。前者は州大中正がその自主的発意に基き郷論を採つた形で行つた郷品をもつことの否定や郷品の引き下げ、後者は士人についてのさきの第一、第二、第三の場合の処罰を指すのであるが、これは天子の門地二品に貴族に対する優位を誇示したものと見て注目に価する。（梁の天監の改革のとき恐らく郷品は無くなつたと思われる。それにつれて前者の表現「実態がなくなり、後者の意味は変化したと思われるが、その点の考察は省略する。」）

ちなみに、御史中丞などによる門地二品の不正の彈奏についてであるが、大勢上からいえば、晋時代その結果が処罰として現われることは殆んどなかつたとされよう。しかし南朝になるとそれが現われてくる。琅邪の名族丹楊尹顔竣が天子の意をうけた御史中丞の奏彈の結果死罪とされたり、琅邪の名族会稽太守（前侍中）王僧虔が天子の意をうけた御史中丞の奏彈の結果免官されたり、同じく琅邪の名族侍中王亮が御史中丞の彈奏によつて庶人とされたりしたのはその若干の事例である。

ここでとくに南朝になってから天子が右のような優位を示すようになった歴史的背景を考えてみよう。第一は貴族が家格の固定化のうえに安住して、政策決定を主とする上級官僚としての能力を欠いていたことである。そこには宋の孝武帝のとき以後（一応梁時代を除き）天子側近の寒人が活躍する素地があるが、こうしたことは自ら天子の貴族に対する優位を強化させるべく機能する。第二は貴族が軍事能力を全く欠いていたことである。州大中正の制定時、司馬氏に心服しない軍將がいたこともからんでいるのであろうが、軍將は郷品の制とは無関係とされた。この点は以後も引続き同様であった。恐らくこうしたことに軍事力をふまえた王朝の創業主がつきつきに出、それらが天子の支配力の貴族に対する優位を誇示するのはむしろ当然であったといえる。第三は貴族の家格が父子中心主義のためその子に均質的に継承されたことである。そこでは特定の要官、高官が特定の貴族の嫡流に継承されるといったことは生じえない。それだけに要官、高官への就官に天子の意向が入ることが多くなる。（各人の官序は起家の示すかなり大きいわくのなかで、たとえ兄弟であってもかなり大きく違っていた。）青年貴族は一つの官に就く期間が短かく、それだけに青年貴族で貴族の就くべき何れかの（比較的低い）官に就かないものはなかったが、壮年貴族の就く上級の官の場合それ自体が少なく、しかも各人の在任が必ずしも短かくなかったため、右との関連において、天子の意向に基く要官、高官授与、天子の個別的支配が往々頭をもたげてきている。（貴族の現実政治からの逃避、政治的無能力化の徹底といったことは、むしろ天子の貴族支配の強化に連なるものとなっている。）

右は南朝の貴族をいわば全時代を通じて把握し、そこに天子が支配者として貴族よりも次元の高い存在であることを打出した背景を見たものである。以下、ある程度時代の流れを追ってそこに貴族ひいては貴族制のもつ脆弱さを見て行くことにする。まず宋齊時代についてであるが、東晋時代大量の流民を受け入れた江南の開発のなかで次第に一部富裕な三五門（「庶民」）の抬頭がめだつようになり、その一部の九品官就官が生じた。もともと三五門の場合、たとえ本人が九品官に就いても退官後本人の免役権はなかった。しかし、宋の元嘉二十七年いわゆる七条徵発において一部地域の三五門で一部特定の九品官（その下位に第九品官がある）に就いたもの及びその近親の免役権が与えられた。（正確には恐らく彼らの実力がこうしたことを獲得したというべきであろう。）これは数年後全国の三五門の就いた九品官が戸籍に注記され、以後それに基く本人の免役が保証されるという形に展開した。ここでは三五門の「免役権獲得」の主張が戸籍の注記をよりどころとする、ということになる。

こうした際、その三五門は「士人」（乃至その上位の大夫）となったと理解すべきである。（東晋宋齊時代を通観すると、制度上三五門が官界に進出する際大きく分けて三つの方法があった。その一は勅吏となることであり、その二は命議によることであり、その三は軍勲を建てて吏部尚書から九品官を与えられることである。）それらの九品官は郷品を必要とする後門の就くべき官と郷品を必要としない軍官とであったと考えられる。なお、宋の年号は元嘉、孝建、大明と続くが、その大明年間、九品官だけでなく（九品官でない）百姓にも事実上「藪沢」を占有することが認められた。合法、非合法の手段で免役権をえたり、えようとしていたりしている富裕な三五門がその占有に大きく加わったのはこれを察するにたかくない。

ところで、梁初沈約はその上言において、七条徵発以降の戸籍偽濫についてそれが一万錢程度を使うことによって可能であるとし、また、「宋齊二代、士庶不分、雜役減欠、職由於此。」としている。沈約は士人身分を官職・制度と対応させる立場をとっている（この点はのちにもふれる）が、右はそうした立場から七条徵発以降宋齊時代を通じ、後門、三五門が士人の就くべき官（つまり、甲族、次門の就くべき官）に就いたと偽ったため、（一）士人と（それに対応する）庶民との区別がぼやけ、また、（二）後門が七、八、九品官を退官してのち就くべき雜役（これは現実には通常郵を出す形をとる。）や三五門の就くべき雜役が減った。（三）そうした現象は主として戸籍偽濫によって生じたものである、としているものである。（甲族、次門が九品官に就けば、退官後正役、雜役ともに免ぜられ、後門が九品官に就けば、退官後正役を免ぜられる。それだけに後門の九品官就官は完全な意味での免役権をえるものではないが、現実には免役権をえたと理解して差支えなからう。本稿はそうした観点にたつたものである。）ところで、沈約は右の上言において戸籍偽濫が後門、三五門が（甲族、）次門の就く官に就いたと偽った形をとったとしているが、これは誇張であって、現実には三五門が後門の就くべき官に就いたと偽った形をとったのが大部分であると考えて大過あるまい。（沈約のこの上言は士庶の区別を制度化する一前提とする、という一つの政治的意図をもってなされたものであるが、事実とズレるところがある。いまここでそれをあえて掲げたのは、それが七条徵発以降戸籍偽濫が盛んになったのを示している、ということ、後述のように梁の天監の改革において士庶の区別を制度的身分と合致させるが、それへの一伏線としての意味とをもっていることのためである。）さて、戸籍偽濫は日をおうて盛んとなり、齊初には本来国家の徭役を負担すべきものの約半数が不正にそれを免かれていたとされている。こうしたことは旧来の身分秩序を直接的に否定するものではないが、旧来の人々と身分秩序との対応が社会経済情勢の変化によってゆらぎかけたのを意味する。しかも

これは徭役（軍役を含む）を賦課すべき民衆の大幅減少となりひいては国家権力、貴族制を動揺させることにもなる。政治担当能力を欠いた貴族は自らそれに対処するだけの意欲も能力ももっていなかった。斉の永明三年（四八五年）から四年にかけて唐寓之の乱が起った。これは（東晋南朝国家の経済的基盤をなす）三呉において富裕になつた三五門（「庶民」）が戸籍を偽造して免役権をえようとしたが、それを否定し圧迫したところから起つたものである。武力によってこの乱は平定されたが、富強になつた彼らの力なりそれによる偽造なりはこれをおさええないままで斉王朝は滅亡した。

ちなみに、族門制にあっては家が格が高いほど起家の年令が若いのであるが、斉末についていうと甲族の起家は二十才から二十四才まで、次門の起家は二十五才から二十九才まで、後門の起家は三十才以降と定められていた。ただし、武人の場合、武官は郷品とは無関係であり、右とは別の観点から勲門などとよばれたが、（郷品を必要とする文官に代つて就く場合などから見て、）彼らのなかには次門も相当数いたと考えられる。ところで、各人の郷品が殆んど自動的に決まるようになったため旧来の郷品を掌る職分が事実上形骸化したことと関連するであろうが、南朝になると州大中正は家格、官歴に重点をおいて刺史・太守の行方人事を「認承」することを主たる職分とするに至っている。（ただし、それは州大中正が刺史の属官となつたのを意味しない。）このことは結局旧来の族門制を維持し、ひいては貴族制をささえるべく機能した。しかし富裕な三五門（「庶民」）の抬頭は、裏面からそれを次第に動揺させて行つたのである。

つぎに梁時代についてであるが、武帝は在位の前期に、天監七年（五〇八年）のいわゆる天監の改革を頂点とする一連の改革を行つた。これは武帝が貴族層の体質改善に手をつけ以て天子の主動性のもとに貴族制の再生を図つたことと、戸籍偽造問題を新らしい身分制のもとで解決しようとしたこととの二つを柱とするが、両者は自ら関連をもっている。まず前者については、それが行われるためには士庶の区別が国家の支配体制に少なくとも外形上対応し、その士庶士人そのものが政治的支配者と指定されることを必要とする。ところで、宋の文帝の元嘉の前期に尚書の八座で行われた同伍犯の議論にあっては、議論の途中で士庶の区別が社会的実態であること、士庶の区別が「実自天隔」であることが述べられているが、結論はその士庶の区別を直接的に国政運営の線にのせたとところに求められている。しかしそれにしても、そこでは天子がその主動性をもつて士庶の区別と制度的な「支配者」、「（広義の）被支配者」との合致を図るといったことは行われていない。さて、文選に齊末に近いところ御史中丞・吳興郡中正沈約が王源を奏弾したものが見える。それは御史中丞としての沈約が王源が通婚面で士

庶の区別を正さなかったのを礼教にもとるとして糾弾し、天子に王源に対しその「居所の官」を免じて禁錮終身の処分を下さるべく、将来再び王源に官を与える際は詔によるべきである、と述べているものである。そのことは、御史中丞の性格から見て当時天子がその主動性をもって、いわば外から右の士庶の区別を守ろうとしつつあったのを察せしめるに足る。それは士庶の区別が社会的実態であるに止まらず、制度的なものと合致すべき方向をとりつつあったのを示唆するものでもある。右の合致が進められたのは梁の天監の改革時である。武帝は天監の改革において、その主動性をもって士庶の区別を国家の支配体制における制度としての「支配者」、「被支配者」の区別と合致させ、しかもそこで士人層の内部にたち入った操作をしようとしているのである。すなわち、武帝は改革時、内官については「流内十八班_二品_一新九品」の諸官を旧来の甲族の就くべき官（清官）と旧来次門の上部の就くべき官とで構成している。また、流外七班の諸官を次門の中部以下の就くべき官としている。また後で述べるように、後門の就くべき官を役目としている。これは士庶の区別を制度としての「支配者」、「被支配者」の区別と合致させたものである。ところで、武帝は流内第十二班以上に就いた次門出身の子が旧来の甲族の場合と同様の起家をなすべきを規定している。こうしたことは旧来の貴族が政治担当能力を殆んどもっていなくなったが次門の上部には有能な人物がいたこと、改革の推進者が殆んど次門の上部出身であったことなどが、武帝が人才主義をとったことと結びついて生じたものである。貴族の官僚としての特権は起家の官品、それ以後の官職などによって示されるが、それだけに右は武帝がいわばその優位にたつものとして士人（貴族を中核とする）に臨み、その主動性をもって貴族の体質改善を図ろうとしたのを意味する。つぎに外官についてであるが、それを構成するのは將軍号の大部分などである。その（「流内」二十四班_二品_一）は内官の「流内十八班_二品_一」に対応し、その「流外八班」は内官の「流外七班」と対応する。右の際武人として有能な次門の上部の士人も亦甲族たるべく措置されていたことであろう。しかし、制度的に成功したものの、右の貴族層の体質改善、若返り策は、旧来の貴族が家格と教養しか頼るべききものをもたないだけにそれに本能的に脅威を感じ、そのため結局十全的な形では成功しなかった。なお、旧来御史中丞は次門の上部の就くべき官であったが、改革にあたり、流内第十一班筆頭の清官とされている。また、改革の推進者はときの尚書令沈約（次門の上部出身）等であるが、その沈約はさきに見た沈約と同一人物である。

つぎに後者についてであるが、若いとき唐寓之の乱で叔父を喪い、かつ即位前地方長官として戸籍偽濫の実情をよく知って

いた武帝は、旧来のやりかたとは違った形で戸籍偽濫を解決しようとした。つまり、武帝は旧来九品官中後門の就くべきであった七、八、九品官を流外の下の役目とし、それによって自動的に役人を増加させようとしたのである。かつて後門がまがりなりにも政治的支配者層であったとき、郷村の後門（及び就官面で後門に準じたものとされた一部三五門）が自らよりも高い族門の人々を容認すると同時に、それより下の庶民に対する優位を示し、以て国家権力をささえるといったことのあったのが想定されるが、この新しい措置によって、梁の国家は郷村におけるささえをなくしてしまふ。（恐らく改革のとき郷品の制は否定されたであろう。もしそうでなくても全く形骸化されたであろう。）（武帝は人材主義に基いて、改めて後門、三五門の俊秀を挙用すべきをうち出しているが、それは以上見てきた大勢のなかで大した実効を収めなかった。）補①

さて、天監の改革は國家の庶民に「庶民」に対する物理的な収奪を可能な限り拡大しかつそれをながく維持しようとしたものでもある。それだけにそこでは徭役を庶民に「庶民」全体に賦課する建て前がうち出され、また（土地その他の財産の有無と関係なく）丁対象に、男女を問わず、租調制を施行することも亦うち出されている。こうしたことや南朝の要地が貨幣經濟の波に洗われるようになったことなどのため一般庶民の生活は益々苦しくなった。彼らは武帝に対し不信感をもったが、多くは家族ぐるみで王侯、將帥の部曲（兵士）となつて事実上國家の徭役、租・調を免かれるようになった。これは直接的に國力の衰退をもたらすことになる。一方、國家（權力）の構成者としての天子（武帝）、王族、貴族、地方長官などは園屯邸などの私的經營を以てそれに対処しようとした。その經營は「藪沢」などの賄いこみをふまえたところに生じたことが多かったが、武帝の場合、それは魏西晉時代の「主權」者による屯田經營とは違つて、もはや國家財政に依存できなくなつた天子の純然たる私的經營であり、それだけに正常な國政運営を破壊するものである。王族、貴族、地方長官などの經營についてもほぼ同様なことがいえる。（それに関連して、文武官を問わず二品中の清官たるものに關市の税が免除されているのが注目される。）このように見てくると、梁時代（天監の改革以降）表面的制度的に貴族が重んぜられてはいたものの、貴族—貴族制は梁末の交亂をまたずしてすでに大きく衰退しつつかつたとされよう。⑨

翻つて考えるに、天子、諸侯は尊降の制により妾、妾の生んだ子などのため喪に服することをしない。ところで、子は父が服しないものの喪に服することはできない。従つて皇太子、皇子などは父の妾である所生母などの喪に服することができない。これを厭降の制という。晉時代皇太子、皇子は所生母である父天子の妾の喪に服しえなかつたが、それは当時天子にかかる厭

降の制が行われていたからである。このことは天子が皇太子、皇子と一体をなしていたこと、つまり、天子が皇太子、皇子に對し同質性をもっていたことを物語っている。さて、晋時代、封王、公侯の国において天子自選の国相、内史などが天子の陪臣、封君の直臣とされてきたが、これはもともと天子がその同族、貴族の中核をなす公侯に政治的支配者としての一体感をもち、その封国の制の存在が晋の国家権力の強化に連なるという理解をもつところに出たものである。ところで、宋の文帝の元嘉二十九年、皇太子には依然厭降の制が行われるにもかかわらず皇子に厭降の制は行われなくなった。これは天子は（嫡長子孫制をふまえ）皇太子と一体たるべきものであるが、皇子とは君臣關係をもつと理解されたことによる。また、文帝のあとをついだ孝武帝は、即位の翌々年、天子自選の相、内史、官長が（封王を含む）封君に臣と称する制度を否定した。（これは相以下が封君の喪に服しないことをも意味する。）このことは天子が皇子以下の同族や異姓の公侯に對し彼らとは次元の違う絶対者として臨むべきを誇示したものである。右のような天子とその同族、公侯を中核とする貴族との關係は以後も引続いて存在し梁の天監の改革にあつても変りはなかったと考えられる。ところで、梁時代、封王の国には天子自選の相がいた。この相は天子の陪臣、封王の直臣とされている。これは旧来の図式にはないものである。それについては、武帝が皇子以下の同族、異姓の貴族に彼らとは次元の違う支配者として臨み、そこに一体感をもつといったことはなかつたけれども、同族と異姓の貴族とはそれに差等が見られ、同族に對してはどちらかといえば一体感に近いものをもっていたのを示唆している、として大過あるまい。何れにしても右は巨視的に天子と貴族との關係について本節でいまままで述べてきたところと相応するものをもつとされよう。

ここで以上見たこととの関連において「六朝」における望の用法をとりあげてみよう。「六朝」ではすでにその一部にふれたが、天子から全官僚に及ぶまで、その地位、身分は人々の輿論によつて決定される、という政治理念がある。そこでは天子は天と人々とのかくあるべしとする希望と輿論によつてその地位、身分をえるが、その天の希望と人々の希望と輿論として示されるとは合致する。また、そこでは天子と要官との間に必ずしも身分的断絶はなく、一種の連続性がある。この際人々の輿論のかけられているものは望であるが、こうした観点からすると九品官人法における郷品の程度はもともと望の程度によつて決められるべきものであったといえる。個人を対象としてそのものへの望の有無、その程度などを大きく問題としたり、要官職自体を望としたり、王朝、朝廷を望としたりするのも右の政治理念と結びついた望の用法とすべきである。ところで、

とくに「六朝」中期以降望には現実社会と密着の度合いを濃くした用法が生ずる。そのうち官僚となる条件のなかで望（と才能と）が軽く、官次威声などが重いとされるものがある。これは家格固定化の大勢のなかで、旧来の政治理念をふまえた望を認めつつも、そのもつ意義を薄しとしたものである。一方、家格の高いこと、それに基く現象を指すものがある。（天子がこうした望を要官とすることが人々の希望に副うものであるという理解も亦生ずる。）これは望が現実社会との密着を第一として旧来の政治理念そのものを変化させたものである。こうしたことは政治理念面においてさえも、官僚たる資格が鄉村における人々の本来の意味における輿論と「遊離」した場合が生じたのを察せしめるところであろう。なお、かつて「民之望」という表現があった。これは民衆が仰ぎ望みそこに希望を托するもの、といった意味である。そこでは家格といったことは問題となっていない。しかし、家格が固定化してくると、恐らくその語の後身と思われる民望が家格の高いもの（それは同時に要官にあるべきを意味する）を指すようになってくると思われる。

ところで、梁書顔協伝に、梁の受禪のとき食わずして死亡し斉の和帝に殉じた顔見遠に対し、梁の武帝が「我自応天従人。何預天下士大夫事。而顔見遠乃至於此也。」といったのを記している。これは自分（武帝）は天と人との希望に応じて天子となったのであり、天下の士大夫士人のこととは関係ない。それにもかかわらず士人顔見遠は食はずして死亡した。何とも解せないことである、といった意味のものであろう。この際重要なのは、武帝が天子が天と人々との希望によってその地位、身分をえるという伝統的理解をふまえている反面、それが士人士大夫と関係ないという、いわば新しい理解をうち出していることである。これは士人が天下の人々と遊離した存在であることを裏から示すものである。武帝がこうした理解をもつに至った際、彼が即位したのが雍州鎮の長官としての実力によるところが大きく、もともと士人層の推戴によるものではないといったことと無関係ではなからう。しかしそれにしても、当時士人とくにその中核をなす北人貴族が現実に鄉村社会をおさえてその「利益」代表となり、それだけにその発言が天下の民衆の意向をふまえたものであったならば、武帝は決して右のようなことはいわなかったであろう。要するに右には彼らに鄉村のささえがないのを暗々裏にとりあげたところがあると考えられるのである。それは士人と庶民との間に断層があり、そうした意味で士人をそれ自体として掌握することが可能であるという理解にも連なっている。武帝はやがて天監の改革を断行するが、その際士人と庶民とを切り離しかつ士人を官僚的性格を強くもつものと指定した上でそれを制度的に掌握しようとしたのは、武帝が右の理解をさらにおし進めたものとされよう。

ここで「六朝」の貴族―貴族制に関する二つの点を補論的にとりあげる。第一に天子と貴族との物理的な力関係についてであるが、とくに南朝において、貴族はときの天子、王朝にその権利と安全との保証を求めただけで、もしそれができなければ自らの主動性をもって天子の廃立ひいては王朝の交代を行った、といった理解がある。南朝王朝の交代は本来武人とその軍事力によって成功させたものであるが、その交代に至るまでの過程において若干の貴族がいわば個人的に協力することはあった。また、交代の際貴族が新王朝成立の手續きとして旧天子のもっていた璽綬を新天子に持参することなどを行い、以て新王朝の權威づけをすることがあった。当時の国家権力が貴族をその主要構成員とする以上、それは殆んど不可欠のことであろう。(その際、宋齊交代時の謝朓のように璽綬を新天子にもたらすことを拒み他の貴族が代ってそれにあたったこともある。)しかし、右のようなことを以て貴族がその利害のために王朝交代を達成したというのは無理である。つぎに同一王朝内における暴虐な年少天子の廃易、つぎの天子の擁立についてであるが、いまそれを貴族が「生命力」をもっていた宋齊梁三代について考えると、宋の場合、少帝の廃易・文帝の擁立、前廢帝の廃易・明帝の擁立、後廢帝の廃易・順帝の擁立がある。齊の場合、鬱林王の廃易・海陵王の擁立及び海陵王の廃易・明帝の即位がある。梁にはそうした事実はない。ところで、宋の少帝の廃易・文帝の擁立に一部貴族(但し第一流ではない)が決定的に動いたのは事実である。しかしそれとても貴族全体のもつ権力・權威の代行として行われたものではなく、中国のどの時代にもある、自己に不利なものを實力によって倒すという形のものであって、そこに特殊な性格を見出すことはむづかしい。また、宋の前廢帝の廃易・明帝の擁立は前廢帝や湘東王彧(のちの明帝)の側近の微賤の人々が行ったもので貴族が直接関係することはなかった。また、宋の後廢帝の廃易・順帝の擁立も貴族の主動性によって行われたものではない。また、齊の鬱林王の廃易・海陵王の擁立及び海陵王の廃易・明帝の即位は西昌侯鸞(明帝)の意向が働いているもので、貴族によって決定され実行されたものではない。(とくに廢易については、それが貴族全体の暗々裏の期待を受けていたことも多かったかも知れないが、それと貴族が主動性をもってそれを行ったということは別のことである。)なお、王朝内における天子と貴族との物理的な力関係をとりあげるのであれば、むしろ年長の天子と貴族との関係を見るべきであるが、その際、天子がその意を迎えなかつた貴族を王僧達のように誅殺したり、王亮のように廢して庶人としたりしたことや、天子が自らの死後高族、元舅をもって勢力をもつことを慮り王景文に死を賜ったことや、すでに述べたような、王朝交代時などにおいて天子が郷論を犯し清議を犯したものを一方的に赦することなどが重視されるべきであろう。

(四二頁参照。)

第二に宋の文帝が中書舎人の徐爰、王弘を士人にしようとし、それがそれぞれ貴族の代表的人物王球、殷景仁によって否定された点と、齊の武帝が中書舎人紀僧真を士大夫士人にしようとし、それが貴族の代表的人物江斡によって否定された点とについてであるが、天子が引き下ったところだけを見れば、天子の力が士庶の区別に関しては士人に及ばなかったのを示しているということになる。しかし、問題は、むしろ天子があえてそうしたことを行おうとするに至った歴史的背景がどこに求められるかということと、宋齊の天子が引き下ってからあと、天子の士人の内部的なものに入ろうとする動きがどのようになつて行つたかということにある。まず前者についてであるが、すでに文帝の父武帝のとき「郷論を犯したものの」、「清議を犯したものの」の郷品(など)を旧に復するという形で士人自身の問題にその支配権力を部分的とはいへ入れており、また、武帝のとき次門以下についてはあるが天子が族門決定をしている。また、すでに再三述べたように、士庶の区別が次第に國家の制度化し、その士人だけが制度的に政治的支配者となつて行くが、文帝の元嘉の前期に尚書の八座で行われた同伍犯の議論の結論はその士庶の区別を直接的に國政運営の線にのせたところに求められている。また、長い眼でみたときの話であるが、宋王朝とともに起つた東海の徐氏、南蘭陵の蕭氏が貴族と通婚も行い、齊時代にはすでに貴族となつている。文帝は以上のような窮困気のなかで再度にわたつて側近寒人たる中書舎人を士人にしようとしたのであろう。一方、貴族側としては彼らが天子の側近にあつて権勢を振うち中書舎人であることへの反感もあつてそれを拒絶したと考えられる。文帝はその拒絶をいかんともなしえなかつたわけである。つぎに齊の武帝のとき宋の文帝の場合と同様のケースが生じたことについてであるが、本節の初めに述べたように、齊の明帝のとき中書舎人省が天下の戸籍を保管する権限をもつようになつており、またおそくとも齊の武帝のときに天子の側近寒人の就く外監、制局監が兵仗、兵役などに関する権限をもつに至つてゐる。こうした大勢のなかには齊の武帝の意図が現われ、それが宋の文帝のときと同様の形で潰えたのであろう。この際、紀僧真が「陛下に就きて乞う士大夫と作らん。」といつてゐるのは、極めて漠然とではあるが、一応そこに士庶の区別と制度との対応が頭におかれていたのを考えさせるのではなからうか。

つぎに後者についてであるが、梁時代、天子が士人の承認のもとに庶民を士人としようとするような動きは起らなかつた。しかし、すでに見てきたように、当時、天子の支配権力が制度的なものを通じて部分的とはいへ士人の内部に入ろうとするこ

漢六朝史の理解をめぐつて

漢六朝史の理解をめぐって

とと、士庶の区別を制度的な身分と合致させるといふことは、兩者相関連しつつ一段と強まっている。この際あわせ注目すべきは、天監の改革以降（陳時代に及ぶまで）中書舍人が甲族の就くべき清官とされていることである。この官は貴族の政治の特権と対応する、天子の支配権力の強化を担う官である。それだけにこの処置はいわば士人の気持ちを逆撫でするものであると同時に、天子の支配権力が側面からではあるが士人の内部的なものにまで入ろうとしたのを察せしめるといえよう。

このように見てくると、いま問題としている三件は、そこに見える限りに於いて天子側の敗北を意味するが、梁時代までを含めて考えた際士人側の閉鎖的身分制に亀裂が入る前触れとして理解されるであろう。少なくともこれを拡大解釈して、全体的なこととして、南朝を通じ天子の支配権力が士人の意向をいかんともなしえなかった証拠とすることはできないであろう。（いわゆる宋の元嘉の治の実態がどのようなものであったかということは、いままでの考察と関係があるが、その追求を行うことは省略し、ただ結論的にそれがいままでの考察結果と矛盾するものでないことだけを指摘しておく。）

五 北朝の均田制問題

北魏の「改革」は均田制施行、それに対応する新住民組織、税制改革を三つの大きい柱とする。ところで、均田制についてはそれが現実に行なわれなかったとする見解と施行されたとする理解とあり、後者にあってもさまざまな見解が示されている。筆者はさきにそれが（太和九年ではなく）太和十四年ごろ制定、施行されたものであること、旧来の大小の土地所有を肯定したままで、それと関連づけて国有地を支給するものであることを論じた。その基本的理解は現在も変わっていないが、勅書食貨志の關係記事の読解には不十分なところがあつたので、ここでその補訂を兼ねて簡単に考察をしておく。食貨志の關係記事はつぎの通りである。

(A) 諸男夫十五以上、受露田四十畝。婦人二十畝。奴婢依良丁。牛一頭受田三十畝。限四牛。所授之田、率倍之。三易之田、再倍之。以供耕作（休？）及還受之盈縮。諸民年及課、則受田。老免及身没則還田、奴婢牛、隨有無、以還受。

(B) 諸桑田不在還受之限。但通入倍田分。於分雖盈、沒則還田（四字衍）不得以充露田之數。不足者、以露田充倍。

(C) 諸初受田者、男夫一人、給田二十畝。課蒔余（二字衍）種桑五十樹棗五株榆三根。

(D) 非桑之士、夫給一畝、依法課蒔榆棗。

(E) 奴各依良。

(F) 限三年種畢。不畢、奪其不畢之地。

(G) 於桑榆地分、雜時余果及多種桑榆者不禁。

(H) 諸庇還之田、不得種桑榆棗果。種者以違令論、地入還分。

(I) 諸桑田皆世業（永業のこと）。身終不還。恒從見口。有盈者無受無還。不足者受種如法。盈者得売其盈。不足者得買所不足。不得売其分。亦不得買過所足。

(J) 諸麻布之土、男夫及課、別給麻田十畝、婦人五畝。奴婢依良。皆從還受之法。

(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)は桑地のもの、(D)、(J)は麻地のものであるが、結論的にいうと、全体を通じてつぎのことが想定される。(一)国家がすべての田の所有権をもつが、「改革」前その田は本来国家が用益権をもつ田（以下、「国有」田という。）と個人がその用益権をもつ田（以下、「私有」田という。）とに分けられる。(国家が地主であるという理解については第三節でふれた。以下の考察はそのことをささえるであろう。)(二)国家は「国有」田の用益権を一定基準に従って支給しているが、それには桑地についていうと(A)に見える（五穀をうる）露田のように、将来収公するもの(H)はこの露田についていっているものである。(C)と、(I)に見える主として桑をうる田のように収公しないもの(I)で「種」として見えているのはこれである。以下「種田」という。)とある。(前者の支給、収公を還受という。)一方、「私有」田としての桑田は二つに分けられ、その一つは露田の倍田分に充當され、他の一つは「種田」に充當される。(B)(J)は麻地における露田支給は桑地の場合と同様であるが、そのほかに「種田」支給にあたるものとして麻田の支給があるとしているものである。ところで、桑地の場合と対応していえば麻田という名称は桑田に対比すべき「私有」田たるべきである。しかし(J)ではそれはもと「国有」田でその用益権を支給したものとしてみるべきである。そうするとこの点に問題が生ずる。いまそれを取りあげてみよう。敦煌発見、西魏大統十三年計帳様文書にはほほ北魏の麻地の狭郷の規定に従った均田制の給田記事がある。そこに記されている正田は、「私有」田を（本来露田たるべき）正田にあてたもので、それだけにその正田の額は人によって差がある。一方その麻田はもと「国有」田でその用益権を支給したものを指す。それは各人ほほ同額である。また、各家についていうと、一定額以上右の正田をもつものが上戸、一定額のものが中戸、それより下のもの（及び無田のもの）が下戸である。狭郷の規定は寛郷のそれ

漢六朝史の理解をめぐって

とは違うのであるが、それにしてもその麻田がもと「国有」田でその用益権を支給されたものであることは重要である。こうした麻田は寛郷についていえばまさに(J)の麻田そのものである。そうすると(J)は(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)の示す時期とは別時期のもの、具体的にはそれよりのちの時期のものであるとされよう。なお、(J)の「奴婢依良。」は露田支給について述べているのであろう。(魏書食貨志の均田關係の記述には、一見同一時期のものであるかの如くであるが、事實は時期のズレているものが他にもある。)

ところで、隋書食貨志に北斉の河清三年令をのせている。そこに、

(A)職事及百姓請墾田者、名為受田。

(B)其(京城を指す)方百里外及州人、一夫受露田八十畝、婦四十畝。奴婢依良人。……

(C)又每丁給永業二十畝、為桑田。其中種桑五十根榆三根棗五根。不在還受之限。非此田、悉入還受之分。

(D)土不宜桑者、給麻田、如桑田法。

とある。(A)の「受田」は西嶋定生氏の説かれるように、永業田の誤りである(西嶋定生氏、「北斉河清三年田令について」『東京大学文学部研究報告中国経済史研究』所収)。かくて、(A)から「私有」田が永業田であったのがわかる。(B)の露田は正田と倍田とを加えたものであろう。(C)の永業(田)たる桑田はもと「国有」田でその用益権を支給したものである。さきに見たところこの(A)、(B)、(C)とをあわせ考えた際のようなことが想定されよう。かつて桑地において、「私有」田の永業田(個人が永久にその用益権をもつ田)を(桑地の田という意味で)桑田と称していたが、もと「国有」田でその用益権を支給したものの(主として桑をうえる田)は事実上永業田であるため、のちそれをも永業(田)と称するようになった。かくて、『「私有」田||永業田||桑田』のほかに、『もと「国有」田でその用益権を支給したもののうち(主として)桑をうえ、それだけにその用益権が永久に支給される田||永業田』という図式ができた。そこで桑田を桑地の田という意味ではなく桑をうえる田という意味に変え、前者の桑田を後者に移し、前者の「私有」田は単に永業田とだけ称するようになった。(A)、(B)、(C)はその時期の用法に則ったものである。蓋し、北朝の均田制法規は桑地のを主体とし、麻地のを副としたことであろうが、魏書食貨志(J)の麻田は、桑田がもと「国有」田の用益権を支給した、主として桑をうえる田を意味するようになった時期における桑田に対比するものとして、もと「国有」田の用益権を支給した、麻をうえる田を意味するものとされよう。(ただし、

その桑田は永業田、この麻田は還受田であるが、この桑田、麻田の桑、麻はうえる植物を指すものであり、それだけに桑田と麻田とに用益権が永代か一代限りかという違いが生じてもさして不思議はなからう。なお、前にふれた西魏の大統十三年計帳様文書では応受田額のなかに「私有」田が入っており、唐時代の均田制関係文書の「合応受田」にも「私有」田が入っている。これは国家が唯一の地主であるだけに、その田（額）が結局用益権をもつ田の額であることと、その用益権を支給すべき「国有」田が不足していることとのからみあいにおいて生じたものであろう。

ちなみに、隋の均田制では「国有」田に露田、永業（田）の別があるが、この制は北斉のものをうけついでいる。その「私有」田についての規定は不明であるが、現実に「私有」田が大量に存在していたことは間違いない。のち唐時代になると、狭郷の場合であるが、「私有田」が（露田の後身の）口分田にも（主として）桑をうえさせる永業田にも充当されることが生じてくる。

以上、北魏の均田制定時を中心とし、若干それ以降のものをあわせ考えただけであるが、その要点は、北朝において桑田、麻田という言葉の内容に変化があったこと、均田制法規には国家が唯一の地主であるという理解が存在していたこと、均田制が「私有田」の存在を肯定したうえでそれにもと「国有田」の用益権支給をからませたものであること、の三点に絞られる。なお、北魏の均田制は成年男女を対象とすると同時に戸籍制度上の戸Ⅱ家をも対象とするものであった。

なお、北魏では太和六年八月山沢の禁をやめている。これは民衆に「藪沢」利用を全面的に認めるのを意味する。ところで、太和九年には、豪強が山沢（本稿でいう「藪沢」）の兼併を行っていることを一つの大きい理由として、貧民の生活が危機に瀕しているという認識から、民衆に「国有」田の用益権を支給している。（この際、豪強の山沢占奪を排除する処置はとられていない。）この数年後に「国有」田の用益権支給と「私有」田とをからませる均田制法規が制定されるわけであるが、このように見ると、六年八月の山沢の禁の廃止は民衆の共同体による生活の安定を意図していたが、かえって、力関係において、豪強の村落共同体の生産手段にざるものとしての集落支配を一段と強化させる結果をもたらしたとされよう。

北朝の均田制については、その制度が何らかの実効をもったと考える際、そこに種々の歴史的意義を論ずるのが一般的傾向である。筆者は北朝の均田制制定の歴史的意義を認めるのにやぶさかではないが、現在のところ事実関係の再検討が必要であると考える。右に述べたのはその再検討の一環としての、事実確定の基礎作業（の結論）の一部である。

最後に、前節までの考察に関連する一、二の点をとりあげておく。三長制は太和十年に制定されたものであるが、これは五家を隣、五隣（二十五家）を里、五里（百二十五家）を党とし、そこにそれぞれ隣長、里長、党長をおく（下級の）治民組織であつて、国家の税役がそれを通じて確保されるしくみになつていた。この三長制の対象となる家は兄弟の終世同籍を基本とする戸Ⅱ家であると考えられる。当時父子共財の家がほぼ一般的になつていたにもかかわらず、（その父を兄弟の一人とする）兄弟の家が国家の民衆把握において大きく機能していた（むしろ機能するものとされていた）のは結局当時であつてもいまだ戸Ⅱ家を連帯責任の範圍としたからである、として理解すべきであらう。また、「改革」における新税制についてであるが、それは税の面で戸Ⅱ家と成年男女とを均質的に把握しようとする目的をもつていた。（その際、貧しい、戸口数も少ない民衆にとつて戸Ⅱ家対象均額の税は非常な重税であつた。）しかし、「改革」は豪強勢力の事実上の温存のうえに行われたものであり、かつ必ずしも給田が十分でなかつただけに、税が均等であることはかえつて徴税上の不公平をまねくことになる。前にふれた西魏大統十三年計帳様文書において戸の資産（「私有」田額）に応じて上、中、下三等の戸等が復活し、その戸等によつて丁男、丁女あたりの田租額が相異なるのは、徴税上の不公平を是正する意味に出たと考えられる。また、北齊においても文宣帝が九等の戸等をたてている。^⑩

注

① 父子「集団」においては壮年の夫婦と老父（母）とが同居を共にする際、彼らが一つの家を構成するとされている。

② 家族道徳が国家、天子に直接的に連なるというのはいわば儒教的理想論であり、両者は本来異質のものである。（こうした点については、宮川尚志氏、「三国時代の国家観念と科法の尊重」『鎌田博士還暦記念歴史学論叢』所収参照。）

③ 牛耕方式をとるものにあつては、大土地所有者（豪強）

以下農法上の基本的差異はなく、ただ経営様式に相異があるとすべきである。（大土地所有者は幾組もの牛・人力のセットをもつ。）ただし、当時専ら手労働による農業経営も並存していた。

④ 乾地農法をふまえた華北農村の共同体的関係には今後検討すべき点が多い。それに関し、牛耕における牛力と人力との交換は、地主制、大土地所有制のもつ経営的基盤に弱さがあること、つまり当時の乾地農法に大きい限界があることを物語っているとされよう。それは豪強、豪族の決

定的な集落支配体制が普遍化し、さらに新しい社会をつくって行くのがむつかしかったのを示唆するものでもある。

(生産力の低い華北において、「共同関係」を通して地主と自作農、佃戸等の農民諸階層が共存することによって、各自の再生産構造が保証されるという指摘(内山雅生氏、「近代中国における地主制—華北の農業経営を中心として—」歴史評論三一九号)は、それが後世のものについてであるにしても、貴重である。)一方、(淮水流域、)江南では多くの没落農民が豪強、豪族のもとに入り、かえてその支配体制を強化したことが考えられる。(南北における有力者間の同族結合の強弱の差も、恐らく右と関連するところがある。)

⑤ 豪族にはもちろんさまざまな性格、名称をもつ依附者がいる。

⑥ 武帝時代、対匈奴戦争が国家権力の質的な整備強化を要求したと考えられる。

⑦ 南朝における宰相は(ときとして侍中等のこともあるが、)概ね尚書令である。それだけに尚書省の権限の削減は一応宰相の権力の縮小として理解される。

⑧ 東晋南朝の豪族は、大勢からいうと、その本拠とする地域における農業を軸とする生活に基いた相互の緊張、対立を自らの手で解決しえず、その調停者の調節者の機能を国

漢六朝史の理解をめぐる

家に求めている。それは豪族が地域社会の支配者の側面を進展させるのに限界があったということでもある。梁時代豪族が都に集って獮官を事としたという際、こうしたこととの関連性も無視できないであろう。

⑨ 梁時代畝対象の田租も存在していた。

⑩ 漢の国家の農民把握は、いわば集落という共同体の把握のわくの内における、その個別的把握を志向するものである。(文字通りの個人身身的把握そのものではない。)一方北朝の諸国家の均田農民把握は、共同体のわくをむしろ緩めようとしたところにおける、戸、父子の家、個人の三本建ての直接的把握を志向するものである。(のち戸は次第にその影を薄くする。)(小農民の自立という際、それは経済的自立をふまえた国家と共同体とに対する自立を意味するとすべきであろう。)

補① 改革においては次門に郷村の動揺をおさえることを期待したと考えられる。しかし、のち次門は都に集って在地性を喪失する。